

令和六年十二月九日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和六年十二月九日（月曜日）午前十時開議

- |      |          |  |
|------|----------|--|
| 第一   | 議第四百四十四号 | 令和六年度山形県一般会計補正予算（第四号）                        |
| 第二   | 議第四百四十五号 | 令和六年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第一号）              |
| 第三   | 議第四百四十六号 | 令和六年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第一号）           |
| 第四   | 議第四百四十七号 | 令和六年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第一号）                  |
| 第五   | 議第四百四十八号 | 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）                  |
| 第六   | 議第四百四十九号 | 令和六年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第二号）                   |
| 第七   | 議第四百五十号  | 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第三号）                      |
| 第八   | 議第四百五十一号 | 令和六年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第二号）                   |
| 第九   | 議第四百五十二号 | 令和六年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）                  |
| 第十   | 議第四百五十三号 | 令和六年度山形県病院事業会計補正予算（第二号）                      |
| 第十一  | 議第四百五十四号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 第十二  | 議第四百五十五号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について            |
| 第十三  | 議第四百五十六号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 第十四  | 議第四百五十七号 | 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について                  |
| 第十五  | 議第四百五十八号 | 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について                     |
| 第十六  | 議第四百五十九号 | 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について                      |
| 第十七  | 議第四百六十号  | 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について                |
| 第十八  | 議第四百六十一号 | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について |
| 第十九  | 議第四百六十二号 | 空港地上支援車両の取得について                              |
| 第二   | 議第四百六十三号 | 当せん金付証票の発売について                               |
| 第二十一 | 議第四百六十四号 | 山形県源流の森の指定管理者の指定について                         |
| 第二十二 | 議第四百六十五号 | 山形県生涯学習センター等の指定管理者の指定について                    |
| 第二十三 | 議第四百六十六号 | 令和六年度山形県一般会計補正予算（第三号）の専決処分承認について             |
| 第二十四 | 議第四百六十七号 | 県政一般に関する質問                                   |

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十一名）

- |    |   |    |     |    |
|----|---|----|-----|----|
| 一  | 番 | 石川 | 涉   | 議員 |
| 二  | 番 | 齋藤 | 俊一郎 | 議員 |
| 三  | 番 | 橋本 | 彩子  | 議員 |
| 四  | 番 | 松井 | 愛   | 議員 |
| 五  | 番 | 石川 | 正志  | 議員 |
| 六  | 番 | 江口 | 暢子  | 議員 |
| 七  | 番 | 阿部 | 恭平  | 議員 |
| 八  | 番 | 鈴木 | 学   | 議員 |
| 九  | 番 | 伊藤 | 香織  | 議員 |
| 十  | 番 | 石塚 | 慶   | 議員 |
| 十一 | 番 | 関  | 徹   | 議員 |
| 十二 | 番 | 阿部 | ひとみ | 議員 |
| 十三 | 番 | 梅津 | 庸成  | 議員 |
| 十四 | 番 | 今野 | 美奈子 | 議員 |
| 十五 | 番 | 高橋 | 弓嗣  | 議員 |

十六番 佐藤文一 議員  
 十七番 相田日出夫 議員  
 十八番 佐藤正胤 議員  
 十九番 遠藤寛明 議員  
 二十番 相田光照 議員  
 二十一番 遠藤和典 議員  
 二十二番 菊池文昭 議員  
 二十三番 高橋淳 議員  
 二十四番 青木彰榮 議員  
 二十六番 梶原宗明 議員  
 二十七番 五十嵐智洋 議員  
 二十八番 能登淳一 議員  
 二十九番 柴田正人 議員  
 三十番 洪間佳寿美 議員  
 三十一番 矢吹栄修 議員  
 三十二番 小松伸也 議員  
 三十三番 吉村和武 議員  
 三十四番 高橋啓介 議員  
 三十五番 木村忠三 議員  
 三十六番 加賀正和 議員  
 三十七番 森谷仙一郎 議員  
 三十八番 榎津博士 議員  
 四十番 伊藤重成 議員  
 四十一番 船山現人 議員  
 四十二番 田澤伸一 議員  
 四十三番 森田廣 議員  
 欠席議員（一名）  
 三十九番 奥山誠治 議員  
 欠員（一名）

説明のため出席した者

知事 吉村美栄子 君  
 副知事 平山雅之 君  
 企業管理者 松澤勝志 君  
 病院事業管理者 阿彦忠之 君  
 総務部長 岡本泰輔 君  
 みらい企画創造部長 小中章雄 君  
 防災くらし安心部長 中川崇 君  
 環境エネルギー部長 高橋徹 君  
 しあわせ子育て応援部長 西澤恵子 君  
 健康福祉部長 柴田優 君  
 産業労働部長 岡崎正彦 君  
 観光文化スポーツ部長 大泉定幸 君  
 農林水産部長 星里香子 君  
 県土整備部長 小林寛 君  
 会計管理者 山田敦子 君  
 財政課長 大村敏弘 君  
 教育長 高橋広樹 君  
 公安委員会委員長 北村正敏 君  
 警察本部長 水庭誠一郎 君

代表監査委員 松田義彦君  
人事委員会委員長 安孫子俊彦君  
人事委員会事務局長 荒木泰子君

午前 十時 零分 開議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第四百四十四号議案から日程第二十三議第  
百六十六号議案まで及び日程第二十四県政一般に関  
する質問

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第四百四十四号令和六年度山形県一般会計補正予算第四号から、日程第二十三議第百六十六号令和六年度山形県一般会計補正予算第三号の専決処分の承認についてまでの二十三案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十四県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

九番伊藤香織議員。

○九番（伊藤香織議員） おはようございます。自由民主党の伊藤香織です。今定例会の一般質問で登壇の機会をいただきましたことに感謝を申し上げながら、早速質問に入らせていただきます。

初めに、新スポーツ施設整備について質問いたします。

新スポーツ施設の整備については、去る十月十日に、県と山形市による新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意書の取り交わしがなされたところであります。特に、県体育館や県武道館の整備促進については、山形市から県へ、本年七月二十二日、昨年七月十四日と、私も同席させていただいておりますが、重要事業要望ということで、市長自ら要望されてきました。

このたびの合意書によれば、県の多機能性を有する屋内スケート施設と山形市の体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設の両施設の相乗効果の発揮を目指して、現在の体育館・武道館の利用者がその撤去に伴い利用できなくなることを見据え可能な限り早期に検討を進めるものとすることや、新スポーツ施設の整備に向けて必要な事項を共同で検討するため速やかに協議の場を設置すること、施設整備に係る基本的な事項については有識者や地域の関係者の意見も踏まえながら検討、検討費用は協議の上決定するとあります。

県においては、スケート場については約二年前から検討を始め、八月二十二日に第二回山形県屋内スケート施設整備検討会議を開催し、山形県スケート連盟、山形県アイスホッケー連盟、山形県カーリング協会、スケート事業を展開する民間事業者などの関係者等のヒアリング結果も踏まえ、現段階での方向性案を示されました。

その中で、県が整備する場合は、中学校や高等学校の生徒等の大会利用をはじめ多くの方が利用できるスケート機能を含む多機能スポーツ施設で、通年でスケート利用と体育館利用の切替えを可能とするタイプを基本とし、多様なシーンでの利用を想定し、観客席は一千五百席程度が目安。村山地域の都市部を前提に公共交通機関でアクセスできる立地場所。サブリンクは費用対効果の点から慎重に検討。ユニバーサルデザイン、環境負荷の低減、デジタル技術の活用、真に必要な機能を整理し全体コストの縮減、外部財源の活用、官民連携の推進や既存の公有地の活用、などが検討の方向性案になっています。

さらに、施設整備費は四十二億円から五十七億円程度が見込まれ、通年運用型と季節運用型では大きな差はないが、固定観客席数を一千席増設した場合は六・九億円、サブリンクを併設した場合は七・六億円増嵩が見込まれる。単年度の管理運営費・ランニングコストは七千九百万円から一億九百万円程度が見込まれ、固定観客席数の増設では大きな差は生じないが、通年運用型は季節運用型に比べて二千万円程度、サブリンクを併設した場合は一千万円程度の増嵩が見込まれる。単年度の利用見込みは二・九万人から六・四万人程度、施設利用収入は二千二百万円から五千九百万円程度、設置者負担は四千百万円から五千六百万円程度が見込まれる。なども基礎調査による試算結果として示されています。

合意書の取り交わし後、十一月十一日に行われた第一回山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議では、これまでの屋内スケート施設整備検討会議の委員に山形市長委嘱の委員二名を加え協議がスタートしたところであります。

私は、昨年六月の一般質問においても、県体育館・武道館の代替施設整備について、年間約十二万人の利用者が利用できない空白期間が生じる前に早急に検討を進めるべきであるとし、市民会館跡地の利用についても提案しました

が、代替地については、天童の県総合運動公園内に武道場を備えた体育館を整備済みとの回答でありました。ちなみに、令和五年度の利用者は約十四万人と増加しています。

霞城公園の中にある県体育館・武道館の令和十二年度の撤去期限まであと六年三か月。解体に二年程度要することを考えると、実質使用可能期間は約四年であります。この間に、県と山形市による新スポーツ施設の基本構想、候補地選定、基本計画策定、PFI導入可能性調査、事業者募集、契約、設計、建設工事といった一連のスケジュールを考えると、一刻も早く基本構想の策定を急ぐべきであります。

山形市では、令和五年度に山形市における屋外スケート施設あり方検討懇談会で、県内唯一であるスピードスケートの四百メートルトラックは機能存続と新規整備が望ましいとの結論が出ており、山形県が検討を行っている屋内スケート施設との連携の在り方も重要で、冬期間のスケートだけでなく、通年活用できるよう複合的な機能が望ましいとの検討結果が示されています。

山形市の現在のリンクでは、毎年多くの家族連れもスケートを楽しんでおり、競技的には別ですが、競技スケートでない一般の利用者がどうなるのか、県との新スポーツ施設の整備内容によって影響を受けることも十分想定され、本年度は基本構想策定予定でありましたが、引き続き次年度にかけても策定作業を遅らせるとの話も聞きます。

こうして県と山形市がそれぞれに取り組んできたわけですが、このたびの施設の整備に向けた検討について、共同で進めることに至った経緯を伺います。

県としては、これまでの屋内スケート施設の検討において、一定の方向性を取りまとめている中で、新たに山形市と共同で検討することとしたわけですが、これまでの検討の方向性を維持しつつ、施設全体を捉えて山形市の要望を受け入れた共同整備とするのか、また、全国では県と市で共同建設・共同運営などの事例や官民連携の整備運営などありますが、現在のところどのような施設整備を考えているのか、今後の進め方や方向性についての考えを併せてみらい企画創造部長に伺います。

次からは子供関連について質問いたします。

今年度策定予定の山形県こども計画・仮称の検討状況はいかがでしょうか。目玉として、当事者である子供からの意見聴取を行い、計画に反映させるとのことでしたが、これまでどのような方から意見を聴取し、どのような意見があったのでしょうか。さらには、今後どのように意見を反映し、子供たちに意見を返していくのでしょうか。また、計画策定後も継続して子供からの意見聴取の機会を設けていくべきと考えますがいかがでしょうか。それらを踏まえて、令和七年度からの事業実施に向けどのように進めていくのでしょうか。

さらには、やまがた子育て応援プランをベースに、これまでの関連計画、子ども・若者ビジョン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭自立促進計画、成育医療計画を統合することが想定されていますが、それぞれの計画の施策の評価検証はどのようになるのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、産後ケア事業について質問します。

産後ケア事業において、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、都道府県が担う重要な役割として広域調整があります。市町村の管内では委託先が確保できない場合に市町村の区域を超えた広域的な調整を県が行う必要があり、関係機関のネットワーク体制の構築に当たっても医療体制を担う県との連携が重要となります。

残念ながら、現在、山形県では、里帰り出産を含めて、住民票のある市町村と契約締結のない対象施設において産後ケアサービスを受ける体制が十分ではありません。理由として、自治体間で利用時間や料金、サービス内容に差があるため、一律に同一の基準を設けて利用者負担の有無や割合を決めたり、償還払いのような対応を自治体間で協議したりすることなどができない、産科医療機関の偏在、各種調整に時間がかかるなど様々考えられます。

全国の実施自治体は令和五年度で千五百四十七自治体となり、利用率も上がってきています。国においては、全国どこでも産後ケア事業が受けられるよう体制整備を進めており、都道府県による広域的な支援を推進するため、産後ケア事業の体制整備の好事例集の取りまとめや、令和五年度からは管内市町村・関係団体が参加する協議会を設置・開催し、委託先の確保の検討などを行う都道府県への国庫補助を行うなど、市町村を超えた利用促進を図っています。

令和六年度の改正子ども・子育て支援法においては、産後ケア事業の受皿拡大のため、都道府県に国が定める基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努めることを求め、都道府県負担を導入することでも市町村負担の軽減を図っています。

どの市町村に居住していてもサービスが利用できる体制の構築が求められる中で、大分県においては、県が主体となって集合契約を行い、産後ケア施設がない市町村の住民であっても利用できる体制を整備しており、県内であれば他の市町村からの里帰り出産や隣接市町村に居住する方なども受け入れる形を取っています。契約文書については中核市である大分市のもをベースとして作成し、他の市町村はそのフォーマットに倣う形で様式の統一を図っています。契約書は県が取りまとめて、県医師会と連携し、市町村と県医師会の事務負担の軽減も行い、委託料も県内で統一し、情報連携やフォーマットについても定めています。

また、山梨県では、県と市町村で組織する委員会が大学に委託し運営している産前産後ケアセンターにおいて宿泊型の産後ケア事業を実施しており、委託料は市町村が全額拠出し、国庫補助二分の一を充当、県は国庫補助を除いた分の残り三分の二を補助し、委託料の各市町村の負担額についても算出方法を定め、書式やフローについても統一、市町村会議で事業報告をし、圏域ごとの特性や課題についても保健所職員から意見をもらっています。

受入れ側の実施機関としては、複数市町村の受入れをするに当たって、報告様式等を統一することで、事務負担の軽減を図ることはもちろん、市町村を超えた利用促進につなげることができます。山梨県、愛知県などでは既に県が主となって報告様式を統一しています。

山形県においても、産後ケアサービスの市町村を超えた実施体制の構築に向けて、都道府県単位での契約締結、委託料の設計・設定、報告様式の統一、情報共有の場の設定など非常に参考になる事例であり、このような好事例を研究し、山形県でもできることを実施すべきと考えます。

実施主体となる市町村の取組の事例でも、富山市においては、単独で十分な産後ケア事業の実施体制の構築が難しい周辺自治体の実情に鑑み、同市で実施している産後ケア応援室の取組に周辺自治体の住民も受け入れる体制を構築しております。利用対象者を、富山市と広域連携市町村の五市町村に住居がある、または富山市の実家に里帰りしているおむね産後四か月までのお母さんとそのお子さんと産後ケアを必要とする方とし、広域連携市町村在住者の場合は、利用時に基本料金を支払い、後日、住民票のある自治体窓口にて助成額分の還付申請を行うことで、複数市町村の産後ケア利用を可能としています。

産科医療機関の偏在などで市町村単独では体制を構築できないケースや、隣接市町村の施設のほうが利便性が高いケースがあるわけですが、それらを広域連携市町村で一定程度カバーしております。

さらには、山形県において、新たに産後ケアサービスの実施を検討していきたいという事業者や、医療的ケア児や障がい者の生活介護事業を提供する中で、産後ケアもやっていきたいとの提供側のニーズも出てきており、県内の実施状況やニーズ等の事業者側への情報提供等も必要であります。

我が県においても、産後ケアサービスの市町村を超えた実施体制の構築に向けて早急に検討するべきであると考えますが、これまでの取組や現在の取組状況に合わせて、山形県において、里帰り出産も含めて、どの市町村に居住していても産後ケアサービスが受けられるような事業実施がなされるように、今後の広域調整に向けた県の考え方をしあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、五歳児健診についてであります。

現在、市町村においては、母子保健法により一歳六か月児及び三歳児への乳幼児健康診査の実施が義務となっております。

国は、昨年の補正予算で、これに加えて新たに一か月児及び五歳児に対する健康診査の二分の一の費用を助成することとし、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとしました。これを受けて、山形市では今年度より一か月児と五歳児の健診がスタートしました。一か月児は上限四千円で超えた分は自己負担、四か月児、九か月児はこれまでどおり無料で任意健診を受けることができ、一歳六か月児、三歳児の法定健診、五歳児の無料での任意健診と、制度の充実が図られています。

五歳児健診は全国でこれまでも任意で実施されてきており、令和四年度の実施率は全国でも一四・一%にとどまっています。特に特別な配慮を必要とする子に対しての早期介入、保護者の不安解消、気づきや生活への適応力向上、発達障がい等のスクリーニング、社会性発達の診察・評価などを目的に行われ、療育が必要な子に対しても早期支援と症状の改善に結びつけることができます。県のこども医療療育センターの適切な受診機会の確保の面でも、児童発達早期コンサルティング事業と併せて期待される事業でもあります。

現在の法定健診では、三歳児から就学時健診まで約三年間の空白期間があり、就学時健診を機に発達障がい判明しても、進路選びや学校側の支援体制の構築に時間が足りないという課題もあります。

国では、来年度からは医師や保健師、心理士等の研修費用や派遣費用の補助、都道府県にも関係機関との調整や広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助なども盛り込み、令和十年度まで実施率一〇〇%を目指すとしています。

私の息子も、今年六月に、問診から身体計測、医師の診察、個別の発達・栄養相談など約一時間半にわたり受診してきました。半年後に発達の面でフォローの電話をもらう約束をして終わりましたが、ふだん気になることはあってもなかなか会いに行けない公認心理師の先生に相談することができたのは大変貴重な機会、有意義でありました。ぜひ県内全ての市町村で受診できる機会を設けていただきたいと思います。

そこで、今年度の県内市町村の実施状況及び検討状況はいかがでしょうか。また、対象年齢が追加されることで、医師が確保できない、発達障がい児の支援体制の構築が難しいなどの声もあると聞きますが、市町村での実施に向けて県が積極的に支援していくべきだと思いますがいかがでしょうか。併せて、低出生体重児の集団健診時の個別受診体

制についても検討していくべきと考えますが、これについてはいかがでしょうか、しあわせ子育て応援部長に伺います。

次に、県内の水道施設の耐震化について質問いたします。

災害時に一番困る重要なインフラは水だと、上水も下水も含めて水だということを今年二月に能登に視察に行った際にお聞きしました。国交省は、元日に起きた能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道一体で重要管路を耐震化する際の工事費を補助する新制度創設を柱に地震対策の強化を行うこととし、令和七年度の概算要求では、令和六年度の二倍の約六十億円を計上、来年一月まで全ての水道事業者や下水道管理者に対して上下水道耐震化計画の策定が要請されています。

十一月には全国の上下水道の耐震化状況に関する緊急点検結果が公表されたところであり、山形県の数値は、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う急所施設において、それぞれの耐震化率は、水道の取水施設五％、導水管三％、浄水施設二％、送水管五％、配水池五〇％、下水道の下水処理場五〇％、下水道管路六五％、ポンプ場二％となっており、送水管と下水処理場を除いていずれも全国平均を下回っています。

また、災害拠点病院、避難所、防災拠点、警察、消防、県・市庁舎などの重要施設に接続する水道管路の耐震化率は三五％、下水道管路は二七％、ポンプ場は二％と、これも全国平均を下回っている状況です。さらに、重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路両方が耐震化されている施設の割合は一三％で、これも全国平均を下回っているなど、全国的にも耐震化は低い水準にとどまっており、緊急点検結果を踏まえた今後の取組は急がなくてはなりません。

最適で持続可能な水道システムの構築に向けて、今後、インフラの再整備が求められていますが、厳しい経営状態の事業者は多く、財源の不足や人材の不足、耐震化により料金の値上げなども避けられず、国の補助金増額なども求めていかなければ、計画的耐震化は進められないものと考えます。

また、能登半島の珠洲市においては、国が来年度、小規模循環型の分散型上下水道システムの実証事業を検討していると聞いており、災害を機に、これまでとは異なるシステムの導入へ向けた動きも出ています。

このような中、現在、国からは、各事業者に上下水道耐震化計画策定を要請されていますが、県内の各事業者が上下水道施設の耐震化を進める上で県としてどのような支援ができるのか、従来の大規模集中型から持続可能な小規模分散型への移行などの情報提供、事業者との意見交換や技術的支援などを行ってほしいと思っておりますが、このたびの緊急点検の結果について、県内の状況を改めてお聞きした上で、結果をどのように受け止め、どのように対応していくのか、併せて防災くらし安心部長に伺います。

同じく、企業局所管の水道用水供給事業施設についてもこのたびの国の緊急点検に含まれており、村山、置賜、最上、庄内の四広域水道それぞれの結果が公表されました。各急所施設で耐震化がなされたものは、取水施設は最上のみ、導水管は置賜、最上、浄水施設は置賜のみで、送水管は完了しているところはなく、耐震化の推進が課題であると考えています。

水道用水供給事業では、置賜は給水開始から四十一年、村山は四十年、最上は三十年、庄内は二十三年が経過し、今後も各施設においては老朽化に伴う電気機械設備の更新や施設の長寿命化への建設改良工事が必要不可欠であり、令和二十年代には管路等の大規模更新の時期を迎えます。こうした中で耐震化の必要性が高まっており、改めて耐震化を計画的に実施していくことが問われているのではないのでしょうか。

また、企業活動に欠かせない工業用水では、管路の耐震化率を示す耐震適合率は、令和九年度までの目標値七五・〇％以上に対し、令和三年度で七〇・六％まで進んできています。ただ、酒田工業用水道は六十三年目を迎え、使用開始から使い続けている圧送管の耐震化は待ったなしの状態であります。

そこで、このたびの緊急点検の結果について企業局のお考えをお聞きした上で、結果をどのように受け止め、どのように水道用水供給事業及び工業用水道事業施設の耐震化を図るのか、前倒しで進めていくなどの考えがあるのか、企業管理者に伺います。

最後の質問です。

先月、建設常任委員会で現地調査を行ってきました。日本海沿岸東北自動車道は、今年三月二十三日に遊佐比子インターチェンジから遊佐鳥海インターチェンジまでが開通し、現在は、そこから秋田県との県境間八キロの遊佐象潟道路の工事が進められています。同じく朝日温海道路も、新潟県との県境からあつみ温泉インターチェンジまでの六・七キロ区間も、平成二十五年の事業着手以降着実に工事が進められています。将来的には秋田—山形—新潟間が高規格道路でつながり、災害時の代替路確保や高規格道路ネットワークの形成により広域的な交流・連携の促進が図られる道路ができるわけで、日本海側の交流・連携強化やアクセス性の向上など様々な面での効果が期待されます。

さらには、洋上風力発電も、促進区域である遊佐町沖、有望な区域である酒田市沖において現在導入に向けた取組が進められ、遊佐町沖の事業者は今月をめどに選定されることとなっています。

酒田港については、今年四月二十六日に基地港湾の指定を受け、今年度より国直轄による岸壁整備、県による波除堤、埠頭用地や関連する埋立護岸の整備が始まっており、令和十年度からの事業者引渡しに向けて、現在着々と整備が進められています。また、新たなバイオマス発電所による酒田港の利用も図られており、酒田臨海工業団地の「サミット酒田パワー」に加えて、このたび十一月二日に鳥海南工業団地に「鳥海南バイオマスパワー」が運用を開始し、古湊ふ頭で輸入燃料を扱うなどしています。

また、酒田港は、内航フィーダー航路の開設により、トラック輸送から船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを実現し、政府の目指す物流効率化と低炭素輸送による二酸化炭素の排出量削減にも寄与する事業を行っており、酒田港港湾脱炭素化推進計画という二〇五〇年の脱炭素化将来構想もあります。

脱炭素における再エネ電力は、企業側がクリーンエネルギーを求めていることもあり売手市場とも言われております。地域における再エネ導入を進める上でも、自治体は、地域にある資源を生かし、地域でエネルギーをつくることに目を向けていくことが重要であり、ゼロカーボンやまがた二〇五〇に向けても、県として積極的に取組を進めていくべきと思います。

庄内空港についても、十一月に山形空港と併せて将来ビジョン検討会が開催され、将来の空港機能強化に向けた検討が始まりました。庄内酒田近郊の今後の発展が大いに期待されるところであります。

また、現在、県内の分譲中の工業団地は十九か所ありますが、そのうち事業主体が山形県の工業団地は鳥海南工業団地と酒田臨海工業団地で、鳥海南工業団地は二十・八ヘクタール、酒田臨海工業団地は十・二ヘクタールに空きがある状態です。企業局による酒田工業用水道事業では、酒田臨海工業団地大浜・北港地区、鳥海南工業団地、川南地区に給水しており、給水能力は一日当たり七万五千立米のところ、現在の給水量は一日当たり三万四千二百七十立米、契約率は二十四社三十事業所で、令和六年十一月一日現在、四五・七%となっています。

酒田工業用水道も六十三年目を迎え、河川の水量の減少、潮位の上昇などからなる塩水遡上への対策として、仮設取水を行うポンプを上流に設置する対応を行っており、また、老朽化に対する恒久的対策も必要な状態です。ただ、そうすると大規模な予算が見込まれ、事業者に対する利用料金の負荷などもあり、すぐに改修できるものでもありません。

そのほか、企業局で持つ工業用水の契約率は、八幡原工業用水で五九・四%、福田工業用水は六九・八%、いずれも令和六年十一月一日現在で、契約率の停滞と今後の更新費用の増加は大きな課題であります。

特に老朽化が進む酒田工業用水道事業については、今後、ダウンサイジングするのか、あるいは酒田、遊佐の今後の開発や特性を踏まえてカーボンニュートラルや再エネの導入に前向きな企業に積極的に立地を促していくことも考えられると思いますが、既に栃木県では、カーボンニュートラルに積極的に取り組む企業へ企業立地促進制度という補助制度を創設し、清原工業団地にスマートエネルギーネットワークを導入しているなどの事例もあります。

今後の山形県の企業誘致の戦略についてどう考えるか、これまでの企業誘致の取組と併せて産業労働部長にお伺いをいたしまして、以上、私の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

松澤企業管理者。

○企業管理者（松澤勝志君） おはようございます。

私には企業局の水道施設の耐震化についてお尋ねがございました。

最初に、国土交通省からさきに公表されました上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果について、企業局所管の水道用水供給事業施設の状況を申し上げます。

企業局では、過去の震災を踏まえ、平成二十五年三月に水道施設耐震化計画を策定し、第一期平成二十五年から平成二十九年には施設の耐震性能の評価を行い、活断層を横断する管路の耐震化を優先的に進め、第二期平成三十年から令和四年及び第三期令和五年から令和九年においては、管路に加えて建物や沈殿池の耐震化を進めているところです。これにより、令和五年度末時点の耐震化率は、取水施設と浄水施設をつなぐ導水管で九七%、浄水施設と市町の配水池をつなぐ送水管で六九%となり、地震の直接的な影響を受けやすいこれら管路の耐震化率は、全国平均値、導水管三四%、送水管四七%を上回る結果となっております。

一方で、取水施設及び浄水施設については、建物自体の耐震化は完了しているものの、沈殿池やろ過池など一部の構築物に未完了のものがあり、全国平均値を下回る状況にあります。

続いて、今回の緊急点検の対象とはなっておりませんが、企業局の工業用水道事業施設の耐震化の状況について申し上げます。

工業用水道も、上下水道と同様、地震の被害を受ければ、受水企業のみならず、関連するサプライチェーンの企業にも大きな影響が生じることが想定されるため、さきに述べました耐震化計画に基づき施設の耐震化を実施している

ところであります。現在は、県内三つの工業用水道のうち、最も古い酒田工業用水道の管路の耐震化を実施しており、三工業用水道の管路の耐震化率は令和五年度末時点で七〇・七%と、企業局経営戦略の目標、令和九年度に七五%以上に向け着々と進捗している状況にあります。

今後も、耐震化計画に基づき、水道用水供給事業、工業用水道事業ともに、引き続きまずは管路の耐震化を進め、その次の段階として、取水施設及び浄水施設の構築物の耐震化を老朽化した施設の建て替えに合わせて行ってまいりたいと考えております。

水道施設の耐震化につきましては、多額の費用と人的資源が必要となり、また、独立採算制を原則とする公営企業では、投資した経費は基本的に料金収入で回収することになることから、受水市町・企業とも意見交換を行い、事業の前倒しや平準化も考慮しながら、その実施方法や時期などについて十分検討を行い、着実に耐震化を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 県と山形市による新スポーツ施設の整備についてお答え申し上げます。

県では、屋内スケート施設について、令和四年度から段階を踏んで検討を進めてきており、今年八月には、有識者会議において中間的な議論の取りまとめが行われ、多くの方から利用される多機能性や、村山地域都市部が望ましいなど、整備に向けたある程度の方向性が見えてきたところです。

また、今年七月の山形市からの重要事業要望において、令和十二年度を目途に撤去が予定されている県体育館・武道館に係る課題への対応として、県と市の連携の強化をトップ同士で確認したことを受けて、県みらい企画創造部と市文化スポーツ部を担当として、幅広い視点から連携して検討を進めてまいりました。

その中で、知事と市長が直接話し合いを行い、現下の厳しい財政状況や山積する行政課題を踏まえながら、県民・市民のウエルビーイングの向上を目指して、県と市が連携協力して、より効率的・効果的に新たなスポーツ施設の検討を進めていく必要性を共有したことから、今年十月に、新たなスポーツ施設を共同で検討することの基本的な考え方に合意いたしました。

十一月には、早速、県の屋内スケート施設整備検討会議の委員に山形市長選出の二名の委員を加え、この合意に基づく一回目の有識者会議を開催したところです。有識者会議では、「これまで積み重ねた検討の大枠を生かし、そこに新たな要素を加えて考えることでスピード感を重視することが重要」などの御意見をいただいております。

今後、こうした御意見を受けて、県による屋内スケート施設については、これまで整理してきた方向性を土台とし、山形市が考えているスポーツ施設の機能や規模の検討を踏まえ、相乗効果の発揮を目指した役割や運用方法等を検討してまいります。また、有識者会議では、県と市による共同整備の事例として、従来からの方式やPFI方式により整備された他県の先進事例の御意見もあり、共同整備の手法については、専門家の御意見もお聴きしながら、山形市とともに研究を進めてまいります。

具体的な進め方につきましては、まさに現在、県と市で検討・協議を進めているところであり、現在の体育館・武道館の撤去時期も頭に入れながら、子供たちの夢の実現、郷土愛の醸成、若者・女性の活躍の可能性の拡大などにつながるよう、引き続き山形市と力を合わせ取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 市町村等水道事業施設の耐震化についてお答えいたします。

元日に発生した能登半島地震では、水道施設に甚大な被害が生じ、被災地では最大約十四万戸、早期復旧が困難な地域を除いても最長五か月間にわたり断水が発生しました。このことにより、上下水道施設の耐震化の重要性が改めて認識されたところであります。

国土交通省では、能登半島地震の教訓を踏まえ、施設の耐震化の実態を把握するために、上下水道施設の耐震化状況の緊急点検を行いました。なお、本県の状況としましては、施設区分の大半が全国平均を下回る結果となっております。人口減少や物価高騰等、水道事業の経営が厳しさを増していく中ではありますが、水道施設は県民生活に欠かせないインフラですので、水道事業者においては、有事を見据え、着実に耐震化を進めていただく必要があると考えております。

また、国土交通省では、令和六年九月に、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、今回の緊急点検と併せて、令和七年一月までに上下水道耐震化計画の策定を要請しておりまして、今後、計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じまして、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進していくこととしております。

県としましても、各事業者の計画が着実に実施されるよう、事業者との情報交換を行い、進捗状況を把握するとともに、優良事例の紹介や計画の推進に係る情報提供、助言等を行ってまいります。

また、本県の上下水道事業は、給水範囲や区域内の人口密度から一人当たりの管路延長が長く、かつ豪雪地域のため管路を深く埋設する必要があることなどから比較的高コストの整備にならざるを得ないため、政府に対しまして、

施設整備に係る交付率の引上げ、対象施設の拡大等について引き続き施策提案を行ってまいります。

あわせて、給水人口規模が小さい事業者ほど耐震化率が低い傾向にあるとの分析結果も示されましたので、各水道事業者において経営規模の拡大による経営基盤の強化に向けた取組が加速するよう、これまでの圏域全体の広域連携に加えまして、より取り組みやすい小規模な連携に向けた働きかけも行ってまいります。

なお、お話にありました小規模循環型の分散型上下水道システムにつきましては、浄水場や長い管路等の大規模な施設を必要とせず、集落ごとに循環機器で水を再生利用するなど、現行とは全く異なるシステムとなりますので、まずは政府による実証事業の状況を注視してまいります。

県としましては、各事業者において着実な耐震化と持続可能な上下水道システムの構築が推進されるよう、引き続き支援をしてまいります。

○議長（森田 廣議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 私には三点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、県子ども計画策定に向けた検討状況についてお答えいたします。

子ども基本法及び政府の子ども大綱を受けて、県では、やまがた子育て応援プランなど関連する五つの計画を統合した山形県子ども計画・仮称の策定を進めております。本県の今後五年間の子供・子育て政策の指針となるものであり、現在、素案の作成に向け、目標設定等を含め検討を進めているところです。

計画の策定に当たっては、子供や子育て中の方などの意見を聴き、それを反映させることが求められており、県では、今年度、小中高校生を対象とした山形県子ども会議や、子育て当事者の本音を伺う座談会の開催のほか、ウェブサイトを活用し、「子どもまんなか社会」の実現に向けた意見やアイデアを募る「子ども意見箱」などを通して、これまで四百件を超える意見が寄せられております。あわせて、自ら声を上げにくい困難な状況にある方々からもお話を伺うなど、意見表明のための多様な機会の確保に努めてきたところです。

その中で、子供たちからは、「子供が幸せになるには親の負担をできるだけ減らすことが大事」との声や魅力的な職業の創出を望む意見、子育て中の方からは、安心して仕事と子育ての両立ができるよう学童保育や病児保育の充実を望む意見などをいただきました。

寄せられた意見については全庁で共有し、関係する施策はもとより、子ども計画の各項目において、その意図や思いを十分踏まえた内容となるよう検討してまいります。また、意見を出された方に対しては、その後の検討プロセスや結果を直接フィードバックするとともに、様々な媒体を通して広く発信してまいります。

意見表明機会の確保と意見の反映は、ともに法に定められた重要な理念であり、支援の対象となる方々の置かれている状況やニーズ、思いなどを的確に捉え、施策をより実効性のあるものとしていくためにも不可欠と考えておりますので、今後も工夫を重ねながら継続してまいります。

統合する五つの計画の評価検証につきましては、子ども計画を所管する子育てするなら山形県推進協議会において適時適切に行うこととしており、いずれも相互に関連が深いことから、本県の子供・子育て施策を総合的かつ一体的に進めることで、各分野が重層的に関わり、効果的な支援につながるものと考えております。

今後とも、子供や若者、子育て中の方の声や思いを大切にしながら、新たな計画の策定・実行を通して、実効性のある取組を推し進め、誰もが「幸せな育ち、幸せな暮らし」を実感できる社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、産後ケア事業についてお答えいたします。

産後ケア事業は、助産師、看護師等が産後間もない母子に寄り添い、心身のケアや育児のサポートなどを行うことで、安心して子育てできる環境を整える重要な事業であると認識しております。

本県では、令和五年度から全ての市町村で事業を実施しており、通所型、宿泊型、訪問型の三つの形態のうち、十四市町で全てのサービスが提供され、その他の市町村についても利用できるサービスが増えてきております。令和七年度からは、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、県が実施主体である市町村を広域支援するなど、国・県・市町村の役割分担の下、計画的に提供体制を整備することとされております。

こうした動きを踏まえ、県では今年七月、産後ケア事業について市町村を対象にアンケート調査を実施し、多くの市町村から課題として挙げられた里帰り出産を含めた広域利用について、各保健所と市町村保健師による検討会で協議を進めてきたところです。

その中では、県内の別の市町村に里帰りしている場合の支援の例として、一つに、住民票のある市町村が新たに里帰り先の産後ケア事業者へ委託し里帰り先でもサービスを受けられるようにした事例や、二つ目として、市町村が県助産師会に委託し里帰り先に近い事業所から助産師を派遣した事例などが紹介されました。加えて、住民票の有無にかかわらず独自に助産師による育児相談事業を行っている市町村や、広域で訪問サービスを行う事業者も出てきており、このような課題解決につながる手法を共有・研究しながら、市町村の実情に応じた活用につなげてまいりたいと

考えております。

一方で、本県では、市町村ごとに産後ケアサービスの内容や料金、利用時間などに差があり、それが広域利用を進めていく上での課題の一つとなっております。議員から御紹介のありました他県の好事例などを踏まえ、より利用しやすい制度となるよう各市町村と検討を進めてまいります。

また、新たに産後ケア事業の実施を予定している方に対しては、参考となる先行事例の紹介や複数市町村との面談の場の設定、利用可能な補助事業の情報提供などを行っているところであり、引き続きその立ち上げが円滑に進むようきめ細かに対応してまいりたいと考えております。

県としましては、引き続き現場の声に耳を傾け、必要とされる全ての方が産後ケア支援を受けられるよう努めてまいります。

次に、五歳児健診についてお答えいたします。

五歳児健診は、従来の一歳六か月児健診、三歳児健診に加え、言語的、情緒的に社会性が芽生え始める時期に、子供の個々の特性を早期に把握し、子供とその家族に必要な支援につなぐ重要な役割を担う機会であると認識しております。政府においても、こども未来戦略に早期に全国展開を目指すことを明記し、実施に必要な補助制度を創設するなど、市町村の実施を後押ししております。

全国での実施率は今年度約一五％となっておりますが、本県では十市町村が健診を行っており、実施率は二八・六％となっております。このほか四つの市町が令和七年度からの実施を予定しております。

今年二月に県が市町村に対し実施したアンケート調査では、実施に向けた課題や県に求める支援として、医師や心理士等の専門職の確保が困難、健診後のフォローアップ体制の整備が必要、就学に向けた教育委員会との連携が必要などの意見や、健診実施に当たる人材の育成を支援してほしいなどの要望があったところです。

こうした意見を踏まえ、県では今年十月、市町村保健師を対象に五歳児健診をテーマに研修会を開催しました。政府の健診マニュアル作成に携わった講師から、健診の具体的な運営方法や限られた専門人材の活用法、発達障がいの可能性等を把握した際のフォローアップ体制構築の工夫など参考となる話を伺い、参加者からは「健診に必要なポイントを整理できた」との声も聞かれたところです。また、五歳児健診の実施が比較的進んでいる最上地域において、問診票や健診結果票等の様式を統一し、市町村や医師の事務負担を軽減するなど、広域支援の取組も進めております。

今後は、取組がより円滑に進むよう、専門職の確保などの課題に対し、保育園医の活用や、他の乳幼児健診と合同での実施など好事例を共有し、市町村での実施に結びつけていくとともに、地域の児童発達支援センターや関係部局と連携した健診後のフォローアップの充実に努めてまいります。

なお、集団健診の際には、低出生体重児など、発育の評価や親への心理的サポートなどの面で特別な配慮が必要となる場合も想定されます。政府は来年度、個別受診対応など特別な配慮に要する経費への支援を創設予定と聞いておりますので、こうした事業の活用により、子供に寄り添った健診となるよう働きかけてまいります。

県としましては、県内の乳幼児がひとしく必要な健診を受けられるよう、引き続き市町村の取組を支援してまいります。

○議長（森田 廣議員） 岡崎産業労働部長。

○産業労働部長（岡崎正彦君） 企業誘致についてお答えいたします。

本県産業の持続的発展に向けては、地域に根差した地元資本の企業の成長とともに、戦略的な視点により県外から企業を誘致し、地域経済を活性化させていくことが重要と考えております。

このため、企業誘致を進めるに当たっては、誘致対象とする分野として、バイオテクノロジーなどの先端分野や次世代モビリティ関連、環境・エネルギー関連の各分野に加え、若者・女性にとって魅力あるIT関連・デザイン産業分野や、県外からも人を呼び込むことが期待できる企業の本社機能や研究開発機能の誘致に重点的に取り組んでまいります。

また、企業のあらゆる相談に迅速に対応できるワンストップサポート体制を関係機関との連携により構築し、個別の誘致の場面では、工業用地の状況、周辺交通網、工業用水や電力供給の産業インフラに関する情報、連携の可能性のある県内企業や大学等の研究シーズなどの本県の強み、そしてインセンティブとなる支援制度について詳細かつ丁寧に、粘り強く提案していくとともに、知事によるトップセールスを効果的に実施することで、企業の本県進出の熟度を高めてきたところであります。

これらの取組により、新素材の開発で世界的に注目される企業や自動車メーカーの完成車工場へ製品を納入する自動車部品サプライヤー、大手通信会社のコンタクトセンターなどの進出・追加投資につながっております。

今後の企業誘致の方向性として、リモートワークや活動拠点の地方分散等の動きにタイムリーに対応するとともに、特に、若者や女性の定着・回帰につながるIT関連・デザイン産業分野、本社機能や研究開発機能の誘致に一層力を入れていきたいと考えております。

また、工業用水や電力供給などのインフラが整備された、県が分譲する酒田臨海と鳥海南の二つの工業団地については、大規模な用地の分譲が可能であることから、庄内沖での洋上風力発電導入の動きと併せて、周辺地域への関連企業などの集積に向け、ターゲット企業を定め、積極的にアプローチしていきたいと考えております。

県としましては、新たな団地造成に取り組む市町村が複数あることから、それらの市町村と連携した誘致活動にも取り組みながら、県外企業の新たな進出や追加投資につなげ、本県産業の高度化、高付加価値化及び雇用の拡大を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 二分 休憩

午前 十一時 十分 再開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

四番松井愛議員。

○四番（松井 愛議員） おはようございます。議席番号四番、県政クラブ所属の松井愛でございます。私にとりまして、昨年の九月定例会にてこの場に立って以来、二度目の一般質問となります。

昨年の春、県議会での議席を預かってから一年半が経過いたしました。日々の活動の中で出会い、関わる県民の皆さんからたくさんの声が寄せられる一方で、困難や不安を抱えながらも必要な支援につながれず、苦しみながら口を閉ざしている方々も多くいらっしゃる感じております。

女性、子供、障がいを持つ方々、外国にルーツを持つ方々、様々な理由により生活の基盤を失いかけている方々など、声を上げられずに苦しんでいる方々の声なき声に耳を傾けながら、それぞれが置かれている環境によって、奪われてしまった力と尊厳を取り戻し、誰もが暮らし続けたいと思えるような山形県を目指して、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、通告に従いまして順次質問してまいります。

最初に、フリースクール等の利用に係る保護者の経済的な負担軽減について質問いたします。

不登校の増加に歯止めがかからない状況にあります。文部科学省が十月に公表した令和五年度の小・中学校における不登校の児童生徒数は三十四万六千四百八十二人、前年度二十九万九千四十八人であり、前年度から四万七千四百三十四人、一五・九％増加し、過去最多となりました。増加率は前年度より低くなったものの、十一年連続で増加しております。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は三・七％で、前年度の三・二％を上回りました。

本県においても不登校の数は年々増加しており、令和五年度の調査では、小学生七百八十五人で前年度より百人増加、中学生千五百五十四人で百六十六人増加、高校生六百四十四人で五十六人増加し、過去最多となりました。

こうした不登校の増加の背景には、コロナ禍の影響で人との関わりが希薄になり、登校意欲が低下したことに加え、自治体が運営する教育支援センターや民間のフリースクール等、学校以外で学べる選択肢が増える中で、保護者の意識が変化したことなどがあると言われております。

平成二十九年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を受けて策定された文部科学省の基本指針では、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒の支援を行うことが掲げられており、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、子供たちが自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があるとしています。

私自身、自らの不登校の経験を基に、山形市内で居場所と学びの場づくりに取り組み、たくさんの子供たちの成長を支え、見守ってまいりました。大好きなギター演奏を通じて少しずつエネルギーを蓄え、大学に進学した子、花笠まつりやモンテディオ山形の応援イベントなどに参加することで多様な大人たちと出会い、自らの進路を見つけた子など、それぞれのペースとやり方で、これからの人生を豊かに歩んでいくための試行錯誤に伴走してまいりました。

これまでの不登校支援で感じてきた一番大切なことは、人との関係を絶たないことであります。多様な人たちと関われる場に身を置いてさえいれば、様々なきっかけやヒントを得て、自らの人生を切り開くことができると考えております。県内外のフリースクールでも、こうした視点を持ちながら、それぞれの子供が持つ特性を生かせる活動を展開したり、対話を通じて、「こうあらねば」という規範意識を緩めたりしながら、これから社会の中でどう生きていくかを共に探し、子供たちが安心して成長できる環境づくりに取り組んでおります。

このように、民間のフリースクールは不登校の児童生徒の学びの場として重要な選択肢の一つになっているものの、平成二十七年の文部科学省の調査によりますと、月額約三万三千円の利用料が必要で、最近の物価高騰もあり、経済

的な理由から通所できずにいる子供たちも多く存在しております。このような状況の中、全国各地でフリースクール等への通所支援が始まっており、東京都では月額二万円、三重県では一万五千円の補助が行われております。

昨年度の子育て支援・生涯活躍対策特別委員会では、国に対し「不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を提出し、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者の負担軽減を求めています。六月定例会の予算特別委員会でも提案しましたが、本県としても、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するための制度を創設すべきと考えます。

令和七年度当初予算要求概要に要求が出ておりますが、制度創設に対する教育長の考えをお尋ねいたします。

次に、困難な問題を抱える女性への支援について質問いたします。

昨今、女性が抱える問題は多様化・複雑化しており、特に生活や働き方、家庭内の課題、メンタルヘルスなどにおいて様々な支援が求められております。しかし、相談窓口があっても、「相談しづらい」「どこに相談していいかわからない」といった声が多く、問題を抱えていながらも相談できず、一人で悩みを抱え込むケースも多いと聞いております。このような状況の中で、県として、女性が安心して相談できる体制を整えることは喫緊の課題であると考えております。

今年四月から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることを受け、県では、三月に山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画を策定されました。こうしたことを踏まえ、今後の取組について、令和六年六月定例会の予算特別委員会にて質問したところ、「女性の人権等に対する意識啓発の強化や相談しやすい体制づくり、関係機関・民間団体等との協働によるつながり続ける支援などを主要な課題と捉え、それぞれの課題に応じた施策を推進するとともに、特に力を入れる施策を重点取組事項として積極的に取組を進める」との答弁がありました。

その主要な課題として挙げられている相談しやすい体制づくりとつながり続ける支援への対応について質問したいと思います。

まず、相談しやすい体制づくりについてですが、女性が抱える問題を早期に解決できるような相談体制の整備は、女性の安心安全を守るだけでなく、社会全体の安定や、全ての県民にとって幸せを実感できる環境づくりにも寄与すると考えております。相談しやすい環境を整えるためには、専門スタッフの配置、オンライン・電話対応など、相談の方法の多様化が重要であると考えます。

次に、つながり続ける支援についてですが、女性が抱える課題は、仕事、家庭、健康など多岐にわたっており、その解決には継続的な支援が必要であります。特に、育児や介護、DV被害や経済的困難といった問題に直面した女性が孤立することなく必要なサポートを継続的に受けられる、つながり続ける支援体制の構築が求められているものの、現状では、一度相談しただけで支援が途切れてしまい、再び支援を受ける機会が限られているといった課題も多く聞かれております。

令和六年六月定例会の予算特別委員会では、こうした課題への対応として、具体的な支援につながらない方々へ配慮し、行政など支援者側から積極的に手を差し伸べるアウトリーチの手法等により、こうした女性を早期に把握し支援につなげられるよう、民間団体等と協働した取組を進めていくとの答弁がありました。

また、効果的な支援を行うためには様々な関係機関との連携が不可欠であり、関係機関で構成する「困難な問題を抱える女性を支援するための支援調整会議」を立ち上げ、県内四地域においても順次地区会議を開催し、身近な地域における女性への支援が円滑に行われるようネットワークを強化していくとの答弁がありました。

前回質問した六月定例会から半年がたちましたが、先ほど話した二つの課題に対して、改めて、これまでの県の取組の状況と今後どのように施策を進めていくかについて、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、学校現場における包括的性教育の推進について質問いたします。

一九九四年にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において提唱されたりプロダクティブ・ヘルス・ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性のライフサイクルを通じて、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利として捉えるものであります。近年では、広く女性の人権の重要な概念の一つとして認識されており、性別にかかわらず全ての人が体・性について正しい知識を持つことは、自他を尊重し、健康で豊かな生活を送るために非常に重要なテーマであると考えております。

しかし、日本における性教育は、いわゆる歯止め規定の存在もあり、妊娠の経過に関しては、学校教育の中で明確に位置づけられておりません。性に関しての必要な知識を得る機会がないまま安易な性行動に出てしまい、その結果、望まない妊娠や性感染症、性暴力を生むことにつながってしまう事例もあるようです。

他方、世界の性教育では、身体的なものを超えて、人権や多様性への理解を根底に、人間関係やジェンダー、暴力と安全確保などを幅広く学ぶ包括的性教育がスタンダードになっております。WHO・世界保健機関やユネスコ・国連教育科学文化機関、ユニセフ・国連児童基金なども包括的性教育の重要性を指摘しており、これら機関によって作

成された「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、国際的な性教育の指針として推進されているところです。

ユネスコによる包括的性教育の定義の中では、価値観や人権、文化、セクシュアリティ、ジェンダーの理解、健康とウェルビーイングのためのスキルなど、具体的に扱うキーコンセプトというものが八つ挙げられており、これらを学ぶことで、子供たちに対し、個々が尊重された関係性を育てていくこと、生涯を通じて自分たちの権利を守るということを理解し励ますこと、自身のいろいろな選択が自分や他者のウェルビーイングにどう影響するのかを考えることなど、幅広い知識やスキル、態度、価値観を身につけさせることを目的としています。

包括的性教育は、正しい答えを刷り込むことではなく、科学的なデータに基づく知見を様々な形で提示し、その中から自分自身にとって最も大切なものを選び取るスキルを身につけさせることであります。しかし、子供たちがインターネットで性に関する情報をたやすく入手できる一方で、その情報が科学的に正確か、あるいは人権を侵害するようなものでないか判断するための学びの機会とは十分とは言えません。こうした学びを提供していくことは喫緊の課題であると認識しております。

先日、私の子供たちが通う小学校にて、包括的性教育を実践されている「さとこ女性クリニック」の院長井上聡子先生をお招きし、思春期の体と心の変化をテーマにPTA研修会を開催いたしました。五・六年生も一緒に聴講し、二次性徴や妊娠・出産、多様な性などについて医学的な見地からお話いただき、学びの多い有意義な時間となりました。

研修会終了後に保護者たちで行った意見交換会では、「いつから性教育を始めるべきか、どんなタイミングでどのくらい教えるべきか分からない」「インターネットなどから不適切な情報や誤った知識に触れているのではないかと心配」「子供からの性の相談にうまく答えられない」などのリアルな悩みが出され、保護者による家庭での教育が性的な発達段階に応じて適切に行われるよう、学びの機会を充実させていく必要があると考えたところです。

一方で、思春期になると親との関係性がぎくしゃくすることもあり、家庭での教育が難しい場合も多いため、医師等の専門家を招くなどして、包括的な性教育を学校現場で行っていくことが重要と考えます。

こうした背景を踏まえ、本県の小中高等学校で実施されている性教育の現状と課題について、教育長にお伺いいたします。

次に、歩行訓練士の設置について質問いたします。

視覚から得る情報は八〇%と言われております。事故や病気などにより人生の途中で視覚に障がいを負った方々は、見えない、または見えにくい世界を生きていくことへの大きな不安から、心理的に不安定な状態になったり、外出が怖くなって家に引き籠もったりしてしまうそうです。本県に暮らしている視覚障がい者の方々が安心して生活し、多様な形で社会参加をしていくためには、ソフト、ハード両面で支援を充実させていくことが重要です。

視覚障がい者は、移動障がい者とも呼ばれており、日常生活において、目的地までの移動には様々な困難が伴う場合も多いようです。視覚障がい者が安全な移動方法を身につけるためには、視覚障害生活訓練等指導者いわゆる歩行訓練士のサポートが不可欠です。

歩行訓練士は、白杖などを使った安全な歩行訓練の指導や、食事の準備や掃除、洗濯などの日常生活訓練を行うことで視覚障がい者がより快適に生活ができるようになり、さらに危険回避能力の向上が期待されます。加えて、見えないことに伴う不安や恐怖心を和らげ、自信を持って移動できるような心理的な支援も行ってくれます。こうしたきめ細かな支援が視覚障がい者の方々の社会参加を促し、ひきこもりやフレイルを予防することにもつながっています。

先日、ある視覚障がい者の方からこんなお話を伺いました。「自分は歩行訓練士から生活圏に即した手厚い訓練を受けることができたため、外出へのハードルが下がり、引き籠もることなく充実した毎日を送れている。歩行訓練士の存在がなければ、どんな人生だっただろう」。こうしたお話を伺い、身近に歩行訓練士がいてくれるかどうか当事者の方々の人生を大きく左右するということを痛感させられました。

先日、山形市視覚障害者福祉協会の主催で行われた歩行訓練講座では、鶴岡市や舟形町に暮らす視覚障がい者が参加され、正式な歩行訓練を初めて受けられたことをとても喜んでいらしたと伺っております。主催者のお話では、視力というものは年々低下していくため、定期的に歩行訓練を受けられることが望ましいとのことでありました。

このように、ニーズはあっても支援につなげられていない視覚障がい者が潜在していると考えます。しかし、本県には歩行訓練士の資格を持つ方がいないため、視覚障がい者が歩行訓練をする場合、県外の歩行訓練士に来てもらうか、他の視覚障がい者が相談や指導に当たっているのが現状です。

東北における歩行訓練士の設置状況は、宮城県で六名、青森県、秋田県、福島県で二名ずつ、岩手県と本県では未設置であり、全国的に見ても、歩行訓練士が設置されていないのは数県しかない状況のようです。

視覚障がい者が専門的な知識による歩行訓練を受け、スムーズに自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス事業所などと連携し、県内に歩行訓練士を設置すべきと考えますが、健康福祉部長のお考えをお伺いいたします。

次に、NPO活動への支援について質問いたします。

子供の貧困対策や高齢者支援、環境保護、災害支援など、行政や企業では解決が難しいような多様化する社会課題に対し、様々な手法を用い、自らが主体となって課題を解決していくため、県内では様々な分野のNPOが数多く活動しております。それぞれの活動そのものが社会をよりよくするというミッションと直結しているため、社会の中での自分の役割や価値を強く感じることができ、充実感や達成感、やりがいを感じられることが大きな魅力でもあります。こうしたNPOの活動は、広く地域社会に貢献し、県民の生活を豊かにするために大変重要なものであると認識しております。

県では、やまがた社会貢献基金制度の活用によるNPOへの財政的な支援や、やまがたNPO活動促進大会の開催による県民への周知啓発などに取り組んでいますが、県内のNPOがより効果的に活動していくためには、財政面や人材育成、情報提供などについて多角的にサポートする中間支援組織の役割が大変重要と考えます。

中間支援組織への支援を通じてNPOがその役割を十分に発揮することができれば、より多くの地域課題が解決に向かうと考えますが、県はこれまで、中間支援組織の機能強化に向けどのような支援を行ってきたのでしょうか。また、その中間支援組織が果たしている役割やNPOに対する具体的な支援内容についてお伺いいたします。

あわせて、近年、多様化する地域課題の解決に取り組むNPOの役割がますます重要となっているものの、資金や人材の不足だけでなく、事務負担の増加など、多くのNPOが日々の運営に苦慮しているのが現状です。特に、書類の作成や申請手続きといった事務作業が大きな負担となり、活動本来の目的である支援活動に十分な時間を割けないとの声を多く聞いております。

私自身も、NPO団体を運営したり、様々な分野のNPO活動に関わったりした経験がありますが、私は、小さなNPOが各地域にたくさんあることで、個別の課題解決に向けてきめ細かな支援ができるのではないかと考えております。ただ、そういったNPOは人数が少ない傾向にあるため、事務処理が大きな負担になってしまう場合もあります。現場の最前線におけるプレーヤーとしての活動が得意な人と、そのプレーヤーたちを縁の下で支えるための事務処理が得意な人がいますので、その得意分野に応じて役割分担ができれば、活動がより充実していくと考えます。

こうした課題を踏まえ、NPO活動の充実に向けて県としてどのように支援していくのか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、道路のリダンダンシーの確保について質問いたします。

道路は、県民の生活や産業を支える社会基盤として、ふだん当たり前のように通っているものですが、自然災害などの発生により道路が寸断されると、県民生活や社会経済活動などに大きな影響を及ぼすこととなり、改めて道路の重要性を思い知らされることとなります。

実際に、今年七月の大雨では、最上地域と庄内地域を結ぶ国道四十七号の迂回路がない区間で災害が発生し、全面通行止めが生じました。片側交互通行に切り替わるまでの約十六日間、東北横断自動車道酒田線や国道百十二号月山道路へ大きく迂回しなければなりません。

大雨による被害状況を把握するため、八月一日に県政クラブで現地調査に伺いましたが、庄内地域から最上地域へ移動する際、かなりの時間を要しました。国道四十七号を利用し庄内地域から最上地域へ、あるいは最上地域から庄内地域へ通勤しているエッセンシャルワーカーも多くいらっしゃることで、暗い時間に起きて出勤されたというお話も伺っております。このことから、一つの道路が途切れたとしても、地域間の別の道路により交通が維持できるようリダンダンシーの確保が重要と痛感させられました。

予測ができない自然災害に対し、私たちにできることは、知恵を絞り、意見を出し合いながら、災害による被害を最小限にとどめるための取組をあの手この手で進めていくことです。このたびの災害を踏まえ、災害に強く信頼性の高い高規格道路を早期に整備していかなければならないと改めて感じているところでありますし、災害時に備えて、リダンダンシーの確保としてダブルネットワーク化の視点も有効な手段と考えております。先日、新庄古口道路が全線開通したことで、国道四十七号とのダブルネットワークが形成されたことは、災害に強い県内幹線道路ネットワークの実現に大きく前進したものと捉えております。

そこで、高規格道路と一般道路等とのダブルネットワークなど、道路のリダンダンシーの確保に関する県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

最後に、蔵王の樹氷復活に向けた取組について質問いたします。

十二月に入り、蔵王や月山も雪化粧し、いよいよウインターシーズンを迎えました。山形の冬の観光は雪景色が魅力であり、国内外からたくさんの観光客が本県を訪れます。銀山温泉や最上川舟下りなども大変人気がありますが、目玉は何といても蔵王の樹氷ではないでしょうか。樹氷が見られる場所は全国でも蔵王のほかに四か所しかなく、非常に特異な自然現象であり、世界的にも貴重な自然景観であります。

近年の蔵王は、樹氷観賞を目的にたくさんの観光客がロープウエーに列をなし、地蔵山頂やユートピアゲレンデ付

近で雪の感触や樹氷の景観を楽しみながら記念写真を撮っているのを目にします。そして、その多くは台湾や東南アジアなどからいらしたインバウンド観光客の皆さんです。

樹氷を形づくるオオシラビソは、蔵王連峰の標高千三百メートルから千七百メートルの亜高山帯に多く自生する針葉樹ですが、二〇一三年頃から虫による食害などによって広範囲で枯れてしまいました。ロープウエーから見下ろす山肌の景色は、白く枯れたオオシラビソが広がり、痛々しくさえ感じられます。特に山頂付近では自生する稚樹や幼木といった子供の木がほとんど確認できていないことから、自然に生え変わることは期待できないということであり、ます。

私が山形市議会議員だった令和三年に、オオシラビソの移植試験の現場を訪れ、その取組についてお話を伺いましたが、オオシラビソを再生するための技術が確立していないため手探り状態であることや、国立公園であることから制約が多く、トライアンドエラーがしにくいことなどに加え、野ネズミによる種子の食害、チシマザサの繁茂への対応など課題が山積しているとのことであります。

蔵王の樹氷は県民の宝と言えますが、このままでは樹氷の存続が危ぶまれる事態となっております。

そこで、吉村県知事は、令和四年八月に本県で開催された「山の日」全国大会において、オオシラビソ林再生・樹氷復活の取組を進めるため、樹氷復活に向けた県民会議を立ち上げることを宣言されました。そして、翌年三月には、企業・団体・行政機関から成る樹氷復活県民会議が設立されております。

この県民会議の活動では、小・中学生や高校生が参加して、自生するオオシラビソの稚樹を山頂へ移植する取組を年に数回行っております。こうした取組は、子供たちが蔵王の現状を目の当たりにし、再生活動に関わることで樹氷を復活させたい気持ちを醸成する大変意義のある活動だと思っております。しかしながら、一度の取組で移植できるのは二十本程度であり、現在の取組では、蔵王山頂のオオシラビソ枯損エリア全体の再生、樹氷復活の実現は大変厳しい状況であると感じております。

また、稚樹を移植してから再生するまでおおむね七十年以上もの長い時間を要すると考えられていることから、再生活動の拡大について、中長期的な視点で検討していく必要があると考えます。

子や孫の世代にわたるまで息の長い努力が求められるこの活動について、これまでの取組状況と、今後どのように進めていくお考えか、環境エネルギー部長にお聞きいたします。

以上をもちまして私の壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） NPO活動への支援についてお答えいたします。

多方面からNPO活動を支援するNPOである中間支援組織は、NPOが活動するために必要な資金調達や人材確保に関する仲介、経営ノウハウや法令上の手続に関する相談に対応するなど、NPO活動の充実強化のために非常に重要な役割を担っております。

県では、平成三十年度から、やまがた社会貢献基金を活用し中間支援組織が行うNPO活動支援を重点的に支援しており、令和四年度からは、個々のNPOだけでは解決できない課題を、行政、企業、県民等との協働による解決を促すため、多様な主体とのネットワーク化への支援を強化しております。

基金の助成を受けた中間支援組織が県内NPOの実情把握のためのアンケートを実施したところ、安定的な組織運営や資金調達・人手の確保が課題であり、課題解決のための相談をする場や多様な機関からの協力を求めていることなどが明らかになりました。

県では、こうした結果を他の中間支援組織と共有しているところでありまして、中間支援組織では、NPOの運営基礎を学ぶ研修会や資金確保に向けた勉強会のほか、出張相談を実施し、NPOのニーズに沿った個別相談や伴走支援を行うなど、NPOに寄り添ったサポートに努めております。

さらに、子育て、まちづくりなどの各分野で活躍するNPOや企業、財政支援団体等がネットワークを形成し、それぞれの強みを生かし、必要な資金調達や担い手の確保などの課題解決に向け、NPOを多方面から支援する仕組みの構築に取り組んでおります。中間支援組織のこうした活動により、NPOの基盤強化や地域でのサポート体制の強化につながっていると認識しております。

なお、事務処理に関する負担ということでは、税務処理や決算等の会計事務、登記や労務管理に係る諸手続、インボイス制度等新しい制度の理解など、法人経営を行う上での事務負担があると聞いており、課題と捉えております。このため、中間支援組織において社会貢献基金を活用し、NPO法人会計基準の講座や事務力向上の研修会などを開催しております。

県としましては、NPOの活動基盤の強化に向けて、社会貢献基金により中間支援組織の活動を引き続き後押しす

るとともに、こうした中間支援組織の活動をNPOに周知して活用を促してまいります。

また、県ホームページやSNSによる発信、やまがた社会貢献基金広報誌の発行、NPO活動促進大会の開催などによりまして、行政や企業、県民の皆様にもNPO活動への理解と関心をさらに高めてもらい、様々なスキルや経験をお持ちの多くの方々からNPO活動に積極的に参加していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 蔵王の樹氷復活に向けた取組についてお答え申し上げます。

蔵王の樹氷は、世界的にも希少で貴重な自然景観であることから海外でも広く知られ、本県の重要な観光資源となっており、まさに本県の冬のシンボルであります。

ところが、樹氷を形づくる基となるオオシラビソは、平成二十五年頃から虫の食害等により、地蔵山頂付近を中心に全体のおよそ二割弱に当たる約二万三千本が枯れてしまっており、このままでは蔵王で樹氷が形成されなくなるおそれが生じてまいりました。

そこで、令和四年八月に本県で開催された「山の日」全国大会において、知事が樹氷復活に向けた県民会議の立ち上げを宣言し、翌年三月に、企業、団体、行政、そして県民が一体となりオオシラビソ林の保全と再生を目指す「樹氷復活県民会議」が設立されました。

この県民会議の立ち上げを契機として、林野庁が行う再生に向けた調査研究を支援する形で、オオシラビソを種から育てる活動や、次世代を担う子供たちが参加しての稚樹の移植活動を行うとともに、再生を目指す取組の裾野が広がるよう子供たちへの環境体験学習による普及啓発等に努めてきたところです。また、樹氷復活に向けて自ら取り組む企業・団体を樹氷復活サポーターとして登録し、県民会議の活動への参加を促すほか、樹氷復活・育成応援基金を設置し、県内外の皆様から樹氷復活への思いを寄附としてお寄せいただいているところです。

来年度以降も引き続き子供たちによる移植活動などを行い、樹氷を継承していく機運の醸成を図っていくこととしておりますが、こうした取組だけでは再生の規模が限定的であり、広範囲に枯れてしまったオオシラビソ林の本格的な再生には程遠い状況です。

このため、政府の交付金を活用し規模を拡大した再生活動を展開していけるよう、来年度、中長期的なオオシラビソ林の再生計画づくりに取り組むことを検討しております。具体的には、令和九年度からの事業実施を目指し、有識者や関係機関等で構成する協議会を設立し、林野庁の調査研究活動で得られた知見等を生かしながら全体構想や再生計画を策定してまいります。あわせて、樹氷復活・育成応援基金へ継続して安定的な寄附をいただけるよう、地元観光協会等と連携しながら、山岳観光の振興の視点を入れた様々な仕組みづくりも検討してまいります。

オオシラビソの稚樹を移植してから成木となるまでは、五十年から七十年の長い年月を要すると言われております。県としましては、県民の宝である樹氷の景観を復活させるために、未来につなぐ息の長い取組を着実に進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 困難な問題を抱える女性への支援についてお答えいたします。

女性の抱える問題が多様化・複雑化する中で、困難な状況にある女性ができる限り早期に支援窓口につながるとともに、抱えている問題に応じた最適な支援を受けることができるよう体制を構築していくことが重要であり、本年三月に策定した県基本計画では、当事者の立場に立った相談体制の充実や関係機関との連携強化に重点的に取り組むこととしております。

このため、現在、本県では、女性相談支援センターのほか、総合支庁と十三市に女性相談支援員二十四名を配置し相談に当たっており、令和五年度は、千三百三十七人からDVや離婚、経済、医療関係など多岐にわたる延べ三千八百二十二件の相談が寄せられ、一人一人に寄り添った対応を行っているところです。

また、今年七月に福祉、医療、教育、警察等の各機関で構成する困難な問題を抱える女性を支援するための支援調整会議を新たに立ち上げるとともに、十一月からは県内四地域で地区会議を開催し、支援制度の共有や顔の見えるネットワークづくりなどを通して、身近な地域で必要なサポートが継続的に受けられるよう連携体制の強化を図っております。

こうした体制構築と併せ、相談者のニーズを踏まえた支援内容の充実を図るため、八月から十一月にかけて、相談窓口に来所された女性や、若者等を支援している十七の民間団体に調査を実施したところ、相談に訪れた方からは、必要な環境・支援として、相談しやすい環境や相談支援を受けている間の寄り添い支援などを求める割合が多く、希望する相談形態としては、気軽に立ち寄れる居場所やSNS、チャットなどが多い状況となっております。また、支援団体からは、「行政の相談窓口は敷居が高いと感じる人がいる」「支援を確実に届けるためには独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要」などの意見をいただいたところです。

これらの結果を踏まえ、今後に向けては、従来の取組に加え、新たに相談環境の充実や支援対象者の早期把握、包

括的かつ継続的な支援に取り組んでいきたいと考えており、令和七年度当初予算要求に盛り込んでいるところです。

具体的には、より相談しやすい環境づくりとして、新たにLINE等を活用したSNS相談窓口を設置するとともに、女性が気軽に立ち寄り、安心して気持ちや悩みを話すことができ、同じ悩みを持つほかの女性たちとも交流することができる居場所の提供を県内四地域でモデル的に実施したいと考えております。

こうした新たな取組を含め、多様なニーズに応じた相談・支援を効果的に行うためには、市町村や関係機関に加え、民間団体との緊密な連携が不可欠です。そのため、女性相談支援センターや支援調整会議などの行政による基盤となる支援と、民間団体による多様で柔軟性のある支援のそれぞれの強みを最大限に生かしながら、相談機会の拡充はもとより、支援を必要とする女性の早期把握、つながり続ける支援にしっかりと取り組んでいくことで、女性が安心して自立して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは歩行訓練士の設置についてお答え申し上げます。

視覚障害生活訓練等指導者いわゆる歩行訓練士は、目の不自由な方が安全に歩行できるように指導や支援を行う専門職であります。具体的には、一つとして視覚に障がいのある方が白杖を使って外を歩いたり、腕や肩につかまり誘導されて歩く際の歩行訓練のほか、二つとして点字やパソコン、最近ではタブレットやスマホなどの機器を使ったコミュニケーション訓練、三つとして調理や掃除、食事の準備など日々の生活に必要な動作を指導する日常生活訓練など、多岐にわたっております。このため、歩行訓練士は、視覚に障がいのある方への支援において大変重要な役割を担う存在と認識しております。

歩行訓練士は厚生労働省の認定資格であり、大阪府の社会福祉法人日本ライトハウスまたは埼玉県の国立障害者リハビリテーションセンター学院のいずれかで養成課程を修了する必要があり、履修期間は、大学卒業者の場合原則二年間を要するとされております。

一方で、山形県立点字図書館、通称県視覚障がい者情報センターを含め、県内に歩行訓練士は在籍しておりませんが、同センターでは、視覚に障がいのある方を対象として、スマートフォンなどの基本操作を学ぶICT機器の講習会や日常生活・福祉用具に関するアドバイスを実施しているほか、電話や来館等による困り事の相談などに対して丁寧に対応しているところです。

その中で、県内で歩行訓練士による生活訓練を希望される方に向けましては、仙台市内の公益財団法人日本盲導犬協会仙台訓練センターに四名在籍する歩行訓練士の派遣を依頼し、自宅へ無料で派遣を行うことにより対応しており、現状では、希望される方については生活訓練を受けることができていると承知しております。

県としましては、まずは引き続き仙台訓練センターと連携しながら、歩行訓練士による生活訓練を希望される方々が確実に支援を受けられる機会を確保できるよう取り組んでまいります。

また、県視覚障がい者情報センターの取組に関する情報が視覚に障がいのある方に対してしっかりと届くよう、市町村や学校、眼科医及び関係機関と連携しながら、今後も周知啓発に努めてまいります。

なお、県内での歩行訓練士の設置につきましては、他県において、障がい福祉サービス事業所のほか、公立の盲学校で勤務している事例など様々あると伺っております。こうした全国での具体的な取組や当事者の支援ニーズ、また関係団体のお話もお聞きしながら、支援を受けられる方々にとってよりよい方法をよく考慮し、今後、県としてどのような対応が講じられるかしっかりと検討してまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 道路のリダンダンシーの確保についてお答え申し上げます。

災害や事故など不測の事態が発生し、幹線道路などの道路ネットワークが途切れた場合、県民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

今年七月の大雨では、議員御指摘のとおり、国道四十七号が被災し、最大十六日間の全面通行止めとなり、広域迂回を余儀なくされたことから、通勤通学や物資輸送など地域の社会経済活動に影響が生じたところでございます。

一方、国道十三号では、のり面崩落により全面通行止めが発生しましたが、この区間は、国道に並行して東北中央自動車道が整備されており、いわゆるダブルネットワークが形成されていたことから、交通機能が確保され、地域への影響を最小限にすることができました。

こうしたことから、高規格道路と直轄国道などの一般道路が互いに補完し合うダブルネットワークの整備によりリダンダンシーを確保することが地域の社会経済活動を維持する上で大変重要であると改めて痛感したところでございます。

また、他県でのリダンダンシー確保の事例を挙げますと、二車線ずつ上りと下りで分離されている高知自動車道において、上りの二車線で大雨による大規模な斜面崩落が発生いたしました。このとき、被災していなかった下りの二車線を対面通行とすることで通行機能を確保した事例もございます。

国土交通省では、昨年十月に、地方部の高規格道路を安全安心と生活圏の維持に必要な不可欠な道路として、いわゆる「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と称し、早期形成を目指すとの考えを示しました。このことは、縦軸、横軸で構成される高規格道路ネットワークのミッシングリンク解消によるダブルネットワーク化や、高規格道路の四車線化などの機能強化を図ることでリダンダンシーを確保し、地域の安全安心を守っていくというメッセージと受け止めております。

折しも一昨日、新庄酒田道路の一部を構成する国道四十七号新庄古口道路が全線開通いたしました。このたびの開通により当該区間のダブルネットワーク化が図られ、最上地域と庄内地域間のリダンダンシー機能が強化されるものと期待されます。

県といたしましては、政府の方針も踏まえながら、地域の安全安心の確保と持続的な発展につながる高規格道路ネットワークの整備を、国土交通省、沿線自治体等と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 私には二問御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

最初に、フリースクール等の利用に係る保護者の経済的な負担軽減について答弁申し上げます。

不登校児童生徒が、個々の状況に応じてフリースクールなど学校以外の場も活用しながら、様々な人と触れ合う中で、多様な学習や体験活動等に取り組めるようにすることは、大変重要と考えております。

県教育委員会では、令和二年度から学校や市町村の教育支援センター、フリースクール、児童福祉等関係機関によるネットワークを構築し、それぞれの機能を生かした役割分担や課題認識について共有を図り、連携協力しながら不登校児童生徒の支援を進めております。また、これら関係機関の職員を対象に、大学教授等を講師として、連携による効果的な支援事例等を学ぶ研修会を開催するなど、不登校児童生徒の自立支援に対する理解の促進やスキルアップを図っているところであります。

一方、フリースクール等の利用に際しましては、利用料や体験活動費などの費用がかかりますことから、家庭の経済状況によっては利用が困難な場合も想定されます。このため、県教育委員会では、フリースクール等を利用する家庭への経済的支援について、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通して要望を行ってきたところであり、現在、文部科学省におきましては、特に経済的に困窮する家庭の不登校児童生徒に対する支援の在り方について調査研究が進められているところであります。

こうした中、本県の不登校児童生徒数につきましては、全国平均と比べて依然少ない水準にはあるものの、全国と同様に増加傾向にあり、フリースクール等を利用する児童生徒数も増加しております。県教育委員会の調査では、令和五年度にフリースクール等を利用した児童生徒は、小学生が六十四名、中学生が六十名、合計百二十四名となっております。前年度と比べて五十二名、一・七倍と急増しており、不登校児童生徒が社会とつながり続ける上で、学校以外の居場所としてのフリースクール等の利用ニーズはこれまで以上に高まっております。

このため、県教育委員会では、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、義務教育段階において誰もが多様な学習機会を確保できるよう、経済的な困難を抱える家庭にフリースクール等の毎月の利用料を支援する市町村に対しまして経費の一部を補助する制度を創設すべく、新年度予算要求を行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、このたびの新たな経済的支援を含め、子供たちが社会とつながり続けられますよう、市町村教育委員会やフリースクールなど、不登校児童生徒の支援に携わる関係機関としっかり連携協力を図りながら、支援の充実に努めてまいります。

次に、学校現場における包括的な性教育の推進について答弁申し上げます。

学校現場における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、小・中・高の各発達段階に応じて、思春期の心と体の変化、受精・妊娠・出産とそれに伴う健康課題、エイズなど感染症とその予防、性情報への適切な対応や行動の選択など、様々な観点から指導を行っております。

これに加え、ユネスコが包括的性教育の中で掲げております八つのキーコンセプトにつきましても、文部科学省が示す通知などを基に指導を行っているところであります。

例えば、性暴力や人間関係の構築、人権につきましては、令和三年四月に文部科学省が作成いたしました生命（いのち）の安全教育推進のための教材及び指導の手引きを活用しまして、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響についてや、命を大切に考え、一人一人を尊重する態度などについて指導しているところであります。

また、ジェンダーへの理解につきましては、令和四年十二月に改訂されました生徒指導提要において性的マイノリティーに関する差別や偏見等の防止のための対応が示されたことから、特別活動の時間に性の多様性や性による差別について考える機会を設けたり、道徳の時間にお互いの個性や多様性を認め合うことについて指導を行っているところであります。

さらに、県教育委員会では、令和四年三月に、保健体育や道徳、特別活動などにおいて発達段階に応じた指導を行

う場合の具体的な指導例を掲載しました「教職員のための指導資料」を本県独自に作成し、性に関する指導の充実に努めておりますほか、専門的な知見を踏まえた指導を実施するために、学校の要望を踏まえまして、産婦人科医などを派遣し、児童生徒や教職員を対象に性や命に関する講演なども行っているところであります。

また、性に関する指導につきましては、学校のみならず家庭での教育も重要なことから、各学校では、保護者に対しまして、性に関する指導についての授業参観でありますとか保護者向けの研修会などを実施しているところであります。

このように、性に関する指導につきましては、包括的性教育におけるキーコンセプトの内容も含めまして、家庭との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて幅広く行っているところではあります。社会の変化が著しい中、性に関する考え方や価値観の変化と、それに伴う性に関する課題等の動向をしっかりと注視しながら、適切な指導に努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十三分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十五番高橋弓嗣議員。

○十五番（高橋弓嗣議員） 自由民主党の高橋弓嗣です。昨年十二月定例会に続き、二回目の一般質問となりますが、この機会を与えていただきました自由民主党会派の先輩諸兄、同僚議員に深く感謝を申し上げます。

さて、早いものですが師走に入りまして、今年も残すところ僅かとなってまいりました。二十四節気においては大雪の期間にあり、山々は雪化粧を施し、平野でも雪が降り積もる季節であります。今シーズンの雪は多いのか少ないのか、いずれにしても人々の生活を脅かすようなものでないことを祈るところであります。

そして、改めて一年を振り返ると、今年は、新年早々に発生した能登半島沖を震源とする地震によりたくさんの方がお亡くなりになりました。また、同地域では九月に豪雨災害も発生し、地震と豪雨の二重に被災した方も多く、継続的な支援が求められております。本県においても、七月の大雨では、庄内や最上地域を中心に過去最大となる一千七十八億円もの被害を受けました。

災害の多い一年ではありましたが、一日も早い復旧と復興がなされること、そしてまた生活が平穏であり続けることを心から願い、質問に入らせていただきます。

初めに、山形県の幸福度についてお伺いいたします。

幸福って何なんでしょうか。辞書を引けば、不平や不満がなく楽しいことや、そのさまを表す言葉とあります。要は、どれだけ満たされているかを示す言葉なのかもしれません。

家族、友人、恋人などの心を許し合った気の置けない間柄の相手と過ごす時間の安心感、趣味を楽しんでいるときや好きなことに熱中しているときなどの充実感、念願の夢がかなったり、長年の目標をクリアしたときの達成感、おいしいものを食べたときの満足感など、幸福の感じ方は人によって異なるものでありますが、誰しもが幸福でありたい、幸せになりたいと願う気持ちは共通しているものであります。

本県では、第四次山形県総合発展計画に基づき、県民が山形県で暮らす幸せを感じ、また、山形県を訪れる人も幸せを感じられる、山形ならではの真の豊かさ、生きがい・幸せを実感できる県づくりを進めております。

そのような中、一般財団法人日本総合研究所が、国の統計資料等を参考に健康・文化・仕事・生活・教育の分野などの人々の幸福度に関連が高い八十五項目を客観的に分析した「全四十七都道府県幸福度ランキング二〇二四年版」を十月十一日に発刊いたしました。この全四十七都道府県幸福度ランキングは、地域社会に生きる人々の幸福を考えるきっかけをつくることを目指して、二〇一二年から二年ごとに発表しているものであります。

これまで本県は、二〇一二年に三十一位、その後二十七位、二十二位、十位、八位と、そして二〇二二年には七位と順位を上げてまいりました。二〇二四年版においては八位という順位で一つ後退しましたが、上位ランクインを維持しており、県民の幸福度は高い水準にあると捉えております。

本県でも、昨年、県政アンケートとして、県内在住の十八歳以上二千五百名を対象に、山形での生活について、幸福度、幸福かどうか判断する際に重視したものなどを調査しております。その結果によれば、どの程度幸福を感じているかの設問では、「感じている」「やや感じている」と答えた方の割合が七一・六%で、山形県に住み続けたいかの設問では、「思う」「やや思う」と答えた方の割合は七六・五%となっており、自然や食文化が豊かな本県に郷土愛を持って暮らしている県民が多いのかもしれません。

しかし、今年四月に人口戦略会議が発表した報告では、二〇五〇年までに山形県内二十八市町村で二十歳から三十九歳の若年女性人口が半減し、消滅する可能性があるという指摘があり、大きな衝撃を受けました。また、全国的にはありますが、本県における人口減少も著しく、間もなく百万人を割るであろうという状況となっており、農業をはじめとした産業人材や地域の担い手不足など、未来に不安を感じる県民も少なくありません。

県民が将来にわたり幸福を実感できる県であるために、幸福度はこれからも上げていく努力をしていかなければならないと考えますが、今後の生活満足度あるいは幸福度の向上を目標としたウエルビーイング政策の現状と今後の課題をどのように捉えているのか、吉村知事にお伺いいたします。

さて、県民幸福度調査では、山形県が他県に誇れるよさはどのようなものがあるのかについても調査をしており、その結果として上位から、「自然環境の良さ」が七六・八%、「優れた食文化」が四八・九%、「豊かな農林水産物」が四七・四%、「治安や風紀の良さ」が四六・三%などとなっております。こうして考えると、山形県の魅力というもの県民がどのように捉えているのかがうかがえるわけですが、本県への移住という視点で見れば、移住先として選んでいただけるポテンシャルを十分に持った県ではないかと思っております。

本県では、人口減少を県政課題の一丁目一番地に据えて、オール山形で移住施策を進めるため、県内各市町村及び関係する団体とともに、二〇二〇年四月に一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、愛称「くらすべ山形」を立ち上げ、食や住まい、働く場の確保など、移住者のニーズを捉えた支援策を展開しながら、県外からの移住者の増加に努めてきたところであります。

今年度、センター設立から五年を経過することとなり、これまでの取組成果の分析を行っていることと思っておりますが、数値的に見ますと、昨年度のセンターを通じた移住者数は初めて三百名を超え、百七十三組三百八名となり、開設時から順調に右上がりの状況となっております。

オール山形の移住・定住策が着実に成果に結びついているものと評価をいたしますが、コロナ禍が収まり首都圏等への回帰が拡大傾向にあること、さらには国内人口の減少が加速する中、移住者を全国の自治体で奪い合うという状況は今後ますます激化することが見込まれますので、何も手を打たなければ、これまでのような成果を期待するのは非常に難しいところではないかと思っております。

その中で、地方への移住を促進する仕組みとして地域おこし協力隊制度があり、県内でもほとんどの市町村で採用しているようであります。

この制度は、最長で三年間、地域協力活動を行い、その後、地域に定住・定着を図る取組であります。総務省が発表している令和五年度地域おこし協力隊の隊員数等の公表によれば、直近五年の定住率は、全国平均の六九・八%に対し、本県はやや下回る六八・〇%となっております。それでも東北地域では青森県に次ぐ高い数値であり、本県として努力している成果だと捉えておりますが、移住希望先として人気があるとされている長野県、静岡県、山梨県などは七〇%台の後半となっており、もう少し頑張れるのではないかなというふうに感じているところです。

地域おこし協力隊は、本県に興味を示して来る人たちであり、将来的に定住する可能性が高い方であることから、母数を増やすこととともに、定住率の引上げを図ることが非常に重要ではないかと考えます。また、移住先を決めることは、本人のみならず、御家族の生活も含め、非常に大きい決断が迫られることとなると思っておりますので、相手の考え方に合わせて、まずは交流人口や関係人口など、本県との関わりを深めていくほかの施策と十分に連携を取り、最終的には移住につなげていくことが肝要と考えます。

こうした状況を踏まえて、これまで進めてきたセンター運営を含む移住施策についてどういう成果が得られたのか、また、見えてきた課題は何か、さらにその課題を踏まえて県として今後どのような観点を重視して移住施策を進めていくのか、みらい企画創造部長にお伺いいたします。

次に、工業団地におけるエネルギーの面的利用についてお伺いいたします。

脱炭素、ゼロカーボンという言葉が使われてからどれくらいたつのでしょうか。脱炭素社会については、温暖化対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定が二〇一五年に採択されたことをきっかけに、世界が目指す社会は低炭素社会から脱炭素社会にシフトしました。現在は、国や自治体、企業や家庭と、様々な立場でその取組が活発化しています。

本県では、二〇二〇年八月に、吉村知事が二〇五〇年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言し、市町村においても、同年一月に東根市がゼロカーボンシティを宣言したのを皮切りに、二十四団体が表明しております。

また、本県においては、東日本大震災に伴う大規模停電やガソリン等の燃料油類の供給不足など、エネルギーをめぐる課題が浮き彫りになったことを踏まえ、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入促進等を図るため、二〇三〇年度までのエネルギー政策の基本的な指針となる山形県エネルギー戦略を策定しております。本年九月には、再エネの電源と熱源を合わせた開発目標を百一万五千キロワットから百五十三万キロワットに上方修正するなどの見直

しながされたと承知しております。

この開発目標に対する進捗状況を見ますと、熱源について、目標の二十四万四千キロワットに向けてさらに前に進めていく必要があると考えております。特に、熱を含め大きなエネルギーを使用する工業団地において、各事業所が単独でボイラーなどの設備を持つのではなく、近接する複数の事業所間で熱などのエネルギーを融通しながら面的に利用する取組は、今後ますます注目されるものと考えます。

先月、全国的にも先進的な取組である栃木県宇都宮市の清原工業団地にありますスマートエネルギーセンターを伊藤香織議員と視察してまいりました。このスマートエネルギーセンターでは、重油に比べて二酸化炭素の排出が少ない天然ガスへのエネルギー転換を行うとともに、蒸気や温水などの熱だけではなく電力も含めて、エネルギー特性の異なる複数事業所のエネルギー需要を組み合わせ、供給の最適化を図ることにより工業団地全体の低炭素化と省エネルギー効果を同時に向上させているとのことであります。また、停電や地震などの災害時においても、分散型のエネルギー供給施設として、自立して熱及び電力の供給を継続することができ、レジリエンスの向上にもつながっているとのことであります。

本県でもこうしたスマートエネルギーセンターを備えた工業団地があれば、エネルギー戦略で掲げる分散型エネルギー資源の開発に資するとともに、産業部門における脱炭素化に向けても大きな一歩になるものと考えます。

県では、工業団地における取組の事業可能性について調査を行ったと聞いておりますが、調査の状況と調査結果を踏まえた取組について環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、鹿による鳥獣被害の対策について質問いたします。

本年、山形県議会自由民主党会派の鳥獣被害防止対策のプロジェクトチームが山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例を提案し、今年の七月に施行されました。

野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没が顕在化している背景には、過疎化や高齢化の進行に伴い耕作放棄地の発生や森林の荒廃が進んでいることなどにより人と野生鳥獣とがすみ分けをするための緩衝帯としての機能が低下していることや、狩猟者の減少・高齢化により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す狩猟圧が弱まってきていることが考えられ、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題であります。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して新たな条例が制定されました。

農林水産省が発表しているデータによれば、二〇二二年度の野生鳥獣による全国の農作物被害額は約百五十六億円となっており、二〇一〇年度の二百三十九億円から減少傾向にあったものの、今から七年前の二〇一七年度頃からは百六十億円前後を推移しており、依然として高い水準にあります。したがって、この状況は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加など、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしていると考えます。

本県の農作物被害の状況を見ても、二〇二二年度の被害額は三億五千六百八十七万円で、東北では岩手県の四億六千六百五十五万円に次ぐ規模となっております。また、全国の鳥獣種類別の農作物被害額の内訳を見ますと、鹿が六十四億九千九百万円、続いてイノシシが三十六億三千八百万円、次にカラスが十三億四千三百万円となっており、猿などがこの後に続きます。本県ではこの順番が入れ替わっておりまして、カラスが七千六百二十七万円、イノシシが六千百十六万円、続いて猿が四千三百九十二万円、鹿については二十四万円となっております。

ここでいう鹿はニホンジカを指すわけですが、こうした数字で見ますと、本県での被害額は少なく、その個体数はまだ他県に比べて少ない状況がうかがえますが、しかし、近年の目撃件数は著しく増加しており、今後の農業被害や森林被害が懸念されるところであります。

鹿は、草食動物で、葉や実、落ち葉、樹皮など植物なら大抵のものを食べてしまい、群れで生息します。気に入った場所があるとしばらく滞在する習性があり、周辺の植物を食べ尽くしてしまうことがあるそうです。

今後、本県で個体数が増加していくと、里においては農作物への被害、山においては森林への被害が心配され、稲作と果樹栽培が盛んであることに加え、やまがた森林ノミクスを推進している本県にとって大きな打撃となることは言うまでもありません。私の地元東根市でも鹿の目撃情報が相次いでおり、サクランボや桃、リンゴといった果樹への被害が出るのではないかと危惧しているところであります。

イノシシのように個体数が増えてからでは遅いと考えておりますが、現在のニホンジカへの対応と今後の個体数調整など、管理計画の動向を環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、次期スポーツ推進計画について伺います。

今年一年をスポーツで振り返りますと、二月に、国民体育大会から国民スポーツ大会に名称が変わり初となる冬季大会スキージャンプ競技会が本県を舞台に「やまがた雪未来国スポ」として開催されました。少雪に悩まされたものの、関係各位の努力により、選手をはじめ多くの方に満足していただいた大会だったと感じております。

また、七月にはパリオリンピック、八月にはパラリンピックが開幕し、本県出身の選手が合わせて六人が代表選出

され、その中でも、レスリング女子七十六キロ級に出場した鏡優翔選手は見事金メダルを獲得し、九人目となる山形県県民栄誉賞が贈呈されました。

このように、近年は、国内や国際大会、またはプロスポーツなどにおいて本県出身アスリートの活躍が多く見られるようになってまいりました。県民の一人として大変誇らしく思うところであります。

国においては、今後のスポーツ施策の在り方を示す重要な指針として、スポーツ庁が二〇二二年三月に第三期スポーツ基本計画を策定しました。この第三期スポーツ基本計画は、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、スポーツを「つくる・はぐくむ」といった視点、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」視点、スポーツに「誰もがアクセスできる」視点の三つの視点を持って、変化する時代に合わせて、スポーツの価値を享受し、誰もがスポーツを身近に感じられる環境づくりをしていくものであります。

一方、本県においては、二〇一三年三月に山形県スポーツ推進計画を策定し、より本県の実情に即したスポーツ推進に関する計画とするため、二〇一八年に後期改定計画を策定して、本県のスポーツ推進を図ってまいりました。この計画においては、二〇二二年度末に計画期間が終了する予定となっておりますが、文部科学省が二〇二五年度までに段階的に移行を進める方針である部活動の地域移行、いわゆる部活動改革があらゆる世代のスポーツ環境へ大きな影響を与えることを見込み、計画を二年間延長することとしています。

現在、本県においては、次期スポーツ推進計画の策定に向けて準備を進めているところではありますが、私が最も気になるのは、人口減少、少子化などによる影響であります。特に競技スポーツにおいては、中学校や高等学校において複数の学校による合同チームでの参加を目にすることが多くなりました。

幼少期または小・中学生の競技スポーツの入り口とも言うべきスポーツ少年団の本県の登録状況を見ますと、今から十年前となる二〇一四年度は単位団体数が九百六十二団体あったのに対して、二〇二三年度は七百五十二団体、団員数は、二〇一四年度が一万九千二百三十二人に対して、二〇二三年度は一万四千六百二十一人にまで減少しております。また、指導者においては、二〇一四年度が五千七百四十七人に対して、二〇二三年度は二千八百六十五人と半減している状況であります。

こうした状況は、少子化などの影響が顕著に現れているものと捉えており、ますます競技スポーツをする方、指導する方が減るのではないかと考えますが、競技スポーツの振興をはじめ、次期スポーツ推進計画の策定の方向性について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、農業における外国人材活用の可能性について伺います。

今の日本において、少子高齢化や人口減少の影響などにより人手不足を感じている業界や企業は多く、至るところで求人募集を目にします。働き手の確保ができないと事業を拡大することが困難になりますが、それ以前に既存の業務が逼迫されてしまい、生産性が落ちる可能性が出てまいります。そのため、人手不足の解消は優先的に対処しなければならないものであります。

それは農業においても同様です。日本全体において人口減少や高齢化が課題として叫ばれる中、農地の多い地方では、その傾向がより強く見受けられます。人口減少や高齢化によって働き盛りの若者が減るため、人口の集中する都市部でさえも働き手は少なく、人手不足に悩む現状であり、それが地方であればなおさらといった状況であります。特に人口の少ない地方は、他の職業との競争も激しくなり、農業の働き手を確保することは容易ではありません。

農業の中でも、労働力を要する時期が集中する果樹栽培においては、収穫シーズンの人手不足が深刻化しており、休日や就業前後にアルバイトとして働いてもらうことで人手不足や労働力不足の解消につなげているところであります。特に、山形県を代表する農産物サクランボを生産されている現場では、収穫やパック詰め等の作業が短期に集中することから、労働力不足が顕著であり、大きな課題となっております。こうした状況を鑑みて、自治体の職員が副業としてサクランボ等の収穫に従事するのを認める動きが広がっており、県と八市町が副業制度を定めています。

本県では、課題解決に向けて、関係機関と一体となり農業働き手確保対策協議会を立ち上げ、サクランボ農家のお手伝いをするアルバイトやボランティア、さくらんぼ産地サポーター企業を募集するなどの対策を講じてまいりました。また、空いている時間で働きたい人と生産者をつなぎ、半日から一日単位で農作業のアルバイトが簡単にできる一日農業バイトアプリ「daywork」の活用も一定の効果を得ているものと捉えております。

それに加え、本年は、果樹や野菜の収穫時期に外国人材を農家に派遣する外国人材リレー派遣トライアル事業を実施しております。この事業は、六月から八月頃のサクランボやスイカ、枝豆などの収穫や出荷作業で多忙を極める農繁期に、農家や農業法人がカンボジアやインドネシアの外国人材を受け入れ、作業に従事してもらうものであります。あわせて、派遣された外国人材の住環境を整えるために、エアコンや冷蔵庫など家電を部屋に設置するための費用も支援されたところであります。

私の地元では、本県のリレー派遣事業とは別に、民間事業者から派遣された外国人材に収穫作業をしてもらったという農家もあり、お話を伺ってまいりましたが、日本語での会話には問題がなく、コミュニケーションもしっかり取

れ、かつ作業においては慣れた手つきで作業に当たっていたとのことであります。

しかし、大変なのはやはり住環境であるとおっしゃっており、食文化や宗教などをはじめとした出身国ならではの文化の違い、また、運転ができないため、作業する場所の近くに住んでもらわなければならないなどといった課題が残ったそうです。

農業における外国人材の活用は、人手不足の解消につながられる可能性を持っているものと考えておりますが、リレー派遣の取組の結果についてどのように検証されたのか、また、今後は外国人材の活用についてどういった取組を展開していくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、県立産業高校の活性化について質問いたします。

現在、本県では、教育行政の根幹となる第七次山形県教育振興計画の策定に向けて検討委員会を設置し、社会変化や政府の動向を的確に踏まえ、長期展望の下に本県教育の基本的な方向性を明らかにし、総合的・計画的な推進を図るために協議がなされているところであります。

現段階での素案では、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標として掲げ、その達成のために、個人の幸せだけでなく、社会が幸せを感じられるよう、県民皆が自分の力を生かしながら前向きに取り組んでいることが重要としています。

今後は、この教育振興計画を基に様々な分野別の計画が立てられていくわけではありますが、その中でも、県立高校再編整備基本計画などは、県立高校の将来の在り方について示すものであり、本県産業や地域社会の未来に直結する大切な計画であると捉えております。

特に、本県の産業界においては、人口減少、少子高齢化に伴う地域産業の担い手不足が懸念され、地域産業の維持発展に貢献できる専門的な知識と技術を持ち、社会の変化に対応できる職業人材を育成する専門高校への期待が高まっております。

文部科学省によれば、専門高校は職業教育を行う学校で、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉などを主とする学科を設置するものであり、昨年五月現在で専門高校の生徒数は全国で約五十万人となっており、高等学校の生徒数全体の一七・一%を占めております。しかし、この数字は年々減少している状況であります。

専門高校は、近年の第四次産業革命、デジタルトランスフォーメーション、六次産業化などの産業構造の変化などに対応した産業人材の育成が求められており、文部科学省では二〇二一年度より、産業界・学校が一体となった最先端の職業人材育成を推進するため、専門高校の改革を推進するマイスター・ハイスクール事業をスタートさせており、本県では十五校が指定を受けております。

第四次産業革命と呼ばれる現在は、急速な技術革新の進展により、人工知能、ビッグデータ、IoT、ロボティクスなどの先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられると言われ、また、社会構造が変化するだけではなく、人々の価値観も変わっていくことが予想されています。このような中、専門高校は、勤労観や職業観、併せて豊かな人間性を育むとともに、高度で実践的な技能・技術の習得を通じて、地域の産業を担う職業人を育成する場として大きな役割を果たしており、産業界のみならず、県民生活にも大きな影響を与えていると言えます。

本県の将来を担う若者が地域で産業に携わり、将来の担い手として根づいてもらうために、専門的な知識や技術を学ぶ専門高校のさらなる教育内容の充実が必要ではないかと考えますが、現在の取組状況と今後の方向性について教育長にお伺いいたします。

以上、七項目にわたる質問ですが、これで壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま高橋弓嗣議員より私に山形県の幸福度について御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、去る十月十一日に一般財団法人日本総合研究所から公表された「全四十七都道府県幸福度ランキング二〇二四年版」におきまして、本県は八位となり、前回の七位に引き続き、高い評価をいただきました。

この幸福度ランキングは、政府の統計データなどを基に、人々の幸福度と関連性が高いと判断した八十五の客観的な指標を用いて算出されております。日本総研によりますと、本県は、正規雇用者比率や高齢者有業率、持家比率などが高く、独り暮らし高齢者率が低いことなど、雇用の安定と家族の支え合いによる幸福な社会生活の基盤が充実していると評価されており、県民の皆様の日々の暮らしぶりや、市町村、事業者の方々の取組や努力が実を結んでいることの一つのあかしであると受け止めているところであります。

しかしながら、留学生数、事業所新設率など、全国的に見て順位が低い指標もありますので、本県の実情や背景な

どもしっかりと把握しながら、改善に向けて取り組んでまいります。

一方、幸福度につきましては、様々な機関で調査・公表しておりまして、意識調査などの主観的な指標に基づくランキングでは、県民の幸福実感度は必ずしも高くないという結果もあります。そのため、県民二千五百人を対象とする県政アンケートにおきまして、幸福実感度に関する質問を設定するとともに、中学生に対するヒアリング調査を実施するなど、その要因について研究を進めているところです。

昨年度の県政アンケートでは、「どの程度幸福を感じていますか」との質問に対し、「やや幸福だと感じている」「幸福だと感じている」と回答した方の割合は七一・六%に上り、「山形県が他県に誇れる良さはどのようなものがあると思いますか」との質問では、「自然環境の良さ」が七六・八%と最も多く、「優れた食文化」が四八・九%、「豊かな農林水産物」が四七・四%と続いております。

今年度実施中の中学生へのヒアリング調査では、客観的指標に基づくランキングと主観的指標に基づくランキングで順位に大きな差がある、いわゆるギャップがあることについては、「県内に住んでいる自分たちが山形のよさに気づいていないからではないか」との意見があり、その山形のよさについては、「おいしいものが多い」「地元のお祭りの準備や自治会などの集まりで大人と子供の距離が近く、人と人とのつながり、温かみを感じる」「地元には自然がたくさんあり、都会にはないよさがある」などの意見があったところであります。

こうしたことから、本県ならではの地域資源や暮らし方などの価値を見詰め直すきっかけづくりや機運醸成のため、山形での暮らしの中で何げなく感じる幸せを集めたエピソードコンテストやシンポジウム、山形を舞台に活躍する先輩から中学生が直接話を聞くキャラバン、山形をよりよくするをテーマとした高校生のアイデアコンテストの開催などにより、県民の皆様の本県で暮らすことへの肯定感や評価の向上に取り組んでいるところです。

加えまして、ビジネスなどで山形県内に赴任してこられた方々からは、「食べ物がおいしい」とか「近場に温泉がある」「子供の遊び場が多い」などの御意見をいただいておりますので、そういった立場の方々からの評価も県民にお知らせしていくことも有効ではないかと考えております。

令和七年度の「県政運営の基本的考え方」におきましては、人口減少が避けられない中でも、県民が豊かさや幸福を実感できるよう、暮らしの質と地域の活力の向上を図ることが必要との考え方にに基づき、山形の魅力向上・発信、デジタル化、人材の育成・確保と活躍の促進などに向けた施策を展開することとしております。

幸せの形は人それぞれであります。豊かな自然環境や食文化といった地域資源に恵まれ、雇用や生活環境がよい山形県で暮らすことのすばらしさに多くの県民の皆様から目を向けていただき、幸福を実感していただきたいと思っておりますし、それらを発信することが若者・女性の定着・回帰などにつながるものと考えているところであります。

客観的なランキングの評価を追い風にしながら、県づくりの基本目標であります「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさや幸せを実感できる山形県」の実現に向けて、県民の皆様とともに、粘り強く、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 移住施策についてお答え申し上げます。

県、市町村、産業界、大学等の連携を強化し、地域を挙げて移住希望者一人一人に寄り添った移住・定住支援を一体的・効果的に推進するため、令和二年七月に一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、愛称「くらすべ山形」を設立いたしました。

くらすべ山形ではこれまで、東京に移住コンシェルジュ、山形に移住コーディネーターを配置するとともに、移住交流ポータルサイト、SNSによる情報発信の強化や、東京、名古屋、大阪での移住フェア・移住相談会の拡充を図ってまいりました。また、市町村職員を対象とした移住相談研修や移住施策の勉強会、移住者が県内の協賛店から割引などのサービスを受けられる応援制度の実施、移住者交流会の開催など、市町村や関係機関と連携した取組を展開してまいりました。このような取組により、くらすべ山形を通じた移住者数は、昨年度までの四年間で九百八十三名となり、着実に成果を上げてきております。

東京有楽町で全国の移住情報を提供している認定NPO法人ふるさと回帰支援センターによれば、東京での移住相談件数は年々増加傾向にあり、四十代以下の若い世代の相談が七割を占めているとされております。くらすべ山形への相談件数全体でも同様の状況にあり、若い世代の移住関心層や、議員からございました地域おこし協力隊を志す方たちのニーズをいかにして山形への移住へと具体化させるかが一つの課題と捉えております。

このため、県では今年度、移住交流ポータルサイトの全面リニューアルを実施し、スマートフォンからも見やすい、移住関心層を引きつけるデザインのものにしていくほか、市町村への補助事業として実施してきた移住者への米、みそ、しょうゆ一年分の提供を県が直接行うことで全県展開を実現するとともに、若者世帯・子育て世帯を対象とした県独自の移住支援金制度を創設するなど、若い世代に訴求する施策を講じているところです。

引き続き、くらすべ山形や市町村、関係機関と連携し、若い世代の移住関心層とつながるための効果的な移住施策

の展開を図るとともに、県内定住率の向上が課題である地域おこし協力隊員については、募集・採用から活動、退任後の定住までを幅広くサポートする環境の整備に取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 私には二問質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、工業団地におけるエネルギーの面的利用についてお答え申し上げます。

本県のCO<sub>2</sub>排出量のうち、産業部門は三〇・三%となっており、その大宗を製造業が占めております。本県におけるカーボンニュートラルの実現には、製造業における脱炭素化の取組を着実に進めていく必要があります。そのため、現在、製造業者が集積する工業団地において、エネルギーを面的利用する構想を進めているところであります。

具体的には、工業団地内に大型の天然ガス発電機を核とするエネルギーセンターを設置し、独立したネットワークにより各企業に電力と熱を供給することで、熱源の重油からの転換と、電力と熱の共同利用による省エネを同時に実現し、工業団地全体の脱炭素化につなげてまいります。また、災害時においては、備蓄した天然ガスを活用し、電力と熱の持続的な供給が可能となり、レジリエンスの強化にもつながるものと考えております。

この構想を実現する上では、まず、各企業の電力や熱の使用量といったエネルギー需要量の把握が必要となりますが、企業活動に直結する大変重要なデータであるため、県が主体となり、エネルギーの面的利用による効果が期待される県内の工業団地を対象としたエネルギー需要量調査と、その結果に基づく事業可能性調査を令和四年度から二か年にわたり実施し、最終的に東根市の大森工業団地が最も大きな効果が期待できるとの調査結果を得たところであります。

今年度は、県が呼びかけ、大手熱供給会社や県内ガス会社などのエネルギー供給事業者、大森工業団地内企業、東根市が一堂に会する勉強会を立ち上げ、精力的に検討を進めているところです。これまで、先進地である栃木県の清原工業団地の視察を含む計三回の勉強会を実施したほか、現在、エネルギー供給事業者から団地内の企業各社に詳細な事業提案を行い、この取組への最終的な参加意向を確認しているところであります。

今後は、エネルギー供給事業者と団地内企業による民間主体の協議となっていきますが、この取組は、全国的に見ても先進的なものであり、本県製造業の脱炭素化を加速させるリーディングケースとなり得るとともに、カーボンニュートラル時代における企業価値の向上、ひいては地域の脱炭素化にもつながるものでありますので、産業労働部や地元東根市と連携しながら、事業化に向けてしっかりと後押しをしてまいります。

続いて、鹿による鳥獣被害の対策についてお答え申し上げます。

先日県で初めて開催した狩猟フェスタには大勢の来場者がありました。狩猟免許取得に関する相談者は絶えることなく、また、県内の被害の実態等を示したパネルを多くの方が真剣に見入っておられるなど、野生鳥獣の出没や農業被害に対する県民の関心の高さと鳥獣被害防止対策の重要性を改めて認識したところであります。

ニホンジカは、本県において、大正八年以来、生息が確認されておりませんでした。平成二十一年度に目撃されて以来、年々目撃件数と地域が拡大し、平成三十年度からは農業被害も確認され始めました。こうした状況を受け、県では、令和二年度からの五か年を計画期間とする第一期の山形県ニホンジカ管理計画を策定いたしました。

この計画では、主に出荷用農作物や林業の被害範囲の抑制を目標とし、具体的な指標として、県内を五キロメートル四方に分割した区域、いわゆるメッシュの数について、農林業被害の発生箇所数を全体の5%以内の二十メッシュ以下に抑えることとしています。昨年度の被害区域数は九か所で、速報値にはなりますが、農業被害額は二十一万六千円、被害面積は〇・五八ヘクタールと、何とか小規模にとどまっております。

しかしながら、被害や対策について分析したところ、自家用農作物被害については把握しにくいことや、ニホンジカをカモシカと誤認している可能性があることなどが課題として挙げられたところです。

これらの課題を踏まえて、来年度からの第二期計画では、従来の被害範囲抑制のほか、自家用を含めた農作物全般の被害抑制を管理目標に加えたいと考えております。また、カモシカとの見分け方やニホンジカの生態に即した被害対策の普及啓発を図るとともに、リスクマップを整備し、食害等のリスクが高い地域から優先的に侵入防止柵の設置や捕獲を組み合わせた対策を進めたいと考えております。

さらに、ニホンジカを含めた全般的な対策として、長期的な捕獲圧を維持するため、猟友会と連携した狩猟者の確保・育成に引き続き取り組むとともに、ジビエ利用についても検討してまいります。

ニホンジカは繁殖力が高く、急激に増えることが想定されます。また、樹木の皮剥ぎや下層植生を食べ尽くすことがあるなど、大きな農林業被害も懸念されます。ニホンジカの生息数が低密度である今こそ積極的な対策を進め、安全安心な生活環境の保全を目指してまいります。

○議長（森田 廣議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） 次期スポーツ推進計画についてお答えいたします。

スポーツは、する・見る・聞く・支えることを通して、県民誰もが生涯にわたり関わりを持ち、健康で豊かな生活

と活力ある地域社会の実現のための重要な役割を担っております。

県ではこれまで、山形県スポーツ推進計画に基づき、生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進やトップアスリート育成に向けた支援など、「山形の未来を拓くスポーツ文化の創造」を目指して取組を進めてまいりました。

一方で、新型コロナの影響を経て、スポーツを通じた心身の健康増進などの価値が再確認されるとともに、人口減少と少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化等に伴い、スポーツに参画する者や機会の減少、スポーツ指導者をはじめとした担い手の不足など、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このようなスポーツ環境の変化を踏まえ、県では現在、県スポーツ推進審議会で御協議いただきながら次期スポーツ推進計画の策定を進めており、基本方針として、一つ目として「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」、二つ目として「子どものスポーツ機会の充実と体力の向上」、三つ目として「国内外で活躍できるアスリートの育成等と競技力の向上」、四つ目として「スポーツによる共生社会の実現と地域活性化の推進」の四つを検討しているところであります。

また、今後の施策展開においては、ライフステージに応じたスポーツ機会の創出や子供のスポーツ機会の充実、年齢や性別、障がいの有無、国籍等を問わず、誰もが楽しめる環境の整備などを図ってまいります。中でも、子供のスポーツ機会の充実では、県スポーツ協会等と連携したスポーツ少年団等の指導者育成とともに、県内外からの指導者の確保を進め、競技スポーツの振興においても、国スポ等での活躍に向けた競技団体への重点的支援の展開や、中高生の一貫指導等による競技力の向上、さらに、「YAMAGATA ドリームキッズ」の取組を通じた次世代アスリートの発掘・育成を図ってまいります。

次期計画については、今年度末の策定に向け、市町村や教育関係者、スポーツ団体等からの御意見も踏まえ、スポーツを通して交流人口や関係人口の拡大を図り、心身ともに健康で活力あふれる地域社会の実現を目指す計画となるよう検討を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 農業における外国人材活用についてお答えいたします。

農繁期における働き手確保が課題となっている中で、外国人材の活用は、働き手確保の選択肢の一つとして期待されております。農業分野での外国人材は、令和五年十月末時点で、全国では約五万人が受け入れられておりますが、本県では七十九人ととどまり、都道府県では四十四番目となっております。受入れが少ない要因として、外国人材の受入れが、通年雇用が原則となっている中で、本県は冬の農作業が少なく、受入れが畜産やキノコ生産等に限定されていることが挙げられます。

このため、県では、農業分野で派遣が認められている特定技能制度に着目し、農繁期の異なる他県産地と連携したリレー派遣として、農繁期限定で外国人材を受け入れる外国人材活用トライアル事業を実施しているところです。今年度は十三の農業法人等において、サクランボ、スイカ、枝豆などの収穫作業で延べ二十三人を受け入れております。

受入れ農業者へのアンケートでは、「手先が器用」「農業の基礎知識があり仕事の覚えが早い」「職場の雰囲気活性化した」など、受入れ農業者の九割近くが「満足」や「やや満足」と回答しており、外国人材の活用は、農繁期の働き手確保策の一つとして可能性が高いことが示されております。

一方、「受入れ用の住居とするため家屋等の改装費の負担が大きい」「二か月の短期入居できるアパートの確保に苦労した」「県外からの移動経費など掛かり増しが多い」などの声があり、住居確保や派遣経費の割高感が課題として明らかになったところです。

これらの結果を踏まえ、より受け入れやすい環境とするため、課題となった住居の確保については、市町村等と連携し、短期入居できる住居として空き家や公営住宅の空き部屋の活用などを検討してまいります。派遣経費については、移動経費を削減するため、サクランボ農家からスイカ農家へ県内でリレーするなどの方策を検討してまいります。

県としましては、今年度の受入れ事例を広く紹介しながらトライアル事業に参加する農業者の拡大を図るとともに、新たにJA等における選果場での受入れを検討するなど、農業分野における外国人材の活用に向けた取組を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 県立産業高校の活性化について答弁申し上げます。

産業系高校は、専門的・実践的な知識と技術を身につけた職業人材の育成を通しまして、本県の地域産業を支える担い手の確保に大きな役割を果たしております。こうした中、令和四年十月の産業教育審議会答申におきましては、本県産業系高校の教育について、各産業の基礎・基本となる知識や技術の習得に加え、先端技術やデジタル化に対応した学習の充実、地域産業界や自治体、高等教育機関等との連携による産業教育の魅力化・特色化を進める方向性が示されたところであります。

これを踏まえまして、県教育委員会では、令和五年度からフューチャープロジェクトといたしまして、産業系高校

十四校に、産業界や地元市町村、大学等から成るコンソーシアムを設置し、企業との共同研究など地域と連携した実践的な専門学習に取り組んでいるところであります。

例えば、新庄神室産業高校では、鮭川村の花「ミチノクヒメユリ」から抽出したエキスを利用して化粧品の原料を開発する共同研究を実施していましたが、その取組が評価され、今般、学校、村、地元生産者団体、大手化粧品原料メーカーが連携協定を締結し、商品化に向けて研究をさらに加速することとしており、地域の産業振興にもつながるものと期待されているところであります。

このような中で、令和六年度からは、産業教育のさらなる充実強化に向け、新たに、文部科学省からマイスター・ハイスクール普及促進事業の採択を受け、AI、IoT、ドローン、ロボティクス等の次世代分野について、トップエンジニアを招いての研修や実習を実施するとともに、地域企業との連携による地域に根差した長期のインターンシップにより、先端技術を学ぶとともに、地域産業に対する理解を深めながら勤労観や職業観の育成を図るなど、地域の担い手育成に取り組んでおります。

さらに、新年度におきましては、本県におきましても今後外国人労働者が増加していくことを見据えまして、多文化共生社会に対応していくため、異文化理解と英語力の向上を目指しまして、全ての産業系高校等において、県内企業で働く外国人材や留学生等との実習などを通したリアルな交流や、生徒が一人一台端末を活用しオンラインで外国人講師とマンツーマンで実践的な英会話を行うコミュニケーションプログラムを実施することとしております。

県教育委員会といたしましては、今後も市町村や地域の産業界との連携を強化するとともに、産業構造の変化にも的確に対応しながら、地域産業の担い手として本県の将来を支える人材の育成に努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日から十五日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、十六日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 三分 散 会